札幌市の第7期水道事業拡張計画の資料に基づく料金改定に関する若干の考察

土　井　勝　久

目　　次

一　はじめに

古代文明の発祥地が総て水の潤沢な地であったこと、および地球上の総てのものに水が含まれていること等を考えると、水は、単に我々の生命への基本的な要素の1つであるというだけでなく、我々の日常生活および文化生活にとり常時必要不可欠のものである。そして、この日常生活に不可欠な水の確保を、都市生活という文化的条件で考えると、それは機能的に組織化された「水道」に頼らざるを得ないのである。このことは、日本中の総ての都市に普遍性を有するものと考えられる。従って、札幌市においても例外ではない。

しかし、多くの市民は、「水道」に関して、その実態を知らずに毎日多大の恩恵に与っていると考えられる。そこで、私は、昭和59年3月19日の札幌市議会予算特別委員会の水道料金に関する聴聞会に意見陳述人として出席したことを契機として、「水道」に関して、多くのことを知る機会と資料とを得たので、利用者に最も関心の深い「利用料金」（料金、加入金、工事費及びその他の費用で、以後「料金等」と称する。）に関する面からその資料の一部を公表し、「水道事業」の理解の一助としたい。

二　水道料金等に関する法令の規定

(1)　憲　法

西日本地方では、毎年夏になると異常渇水による給水制限の事実が発生し、不便な市民生活の様子が報道されている。これに対し、札幌市は現在のところ水源が豊富なこともあり、西日本地

方のような異常渇水による混乱した生活経験はない。因に、昭和58年度末現在における札幌市の水道普及率は 95.7%で、昭和 12 年の事業開始以来一度も全市的な断水は無い。

このように札幌市において、水による不便な生活が一度も無いことは、全市民にとって喜ばしい反面、ややもすると、水の確保への関心度合を低くしたり、水の価値を軽視するといった誤った市民感覚を招来せしめているのではないかと別な観点から若干の危惧の念を抱かざるを得ない。

つまり、安定した給水は、過去の社会生活により証明された絶対的必要行為であり、水に対し些少の誤った価値感を惹起する可能性を有するものの水道事業者に課された義務である（水道法 15 II）。

そこで、さらにこの義務の法的根拠（または権原）を求めるために、日常の社会生活に関して、国の最高法規である憲法を考察すると、その第 25 条 1 項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定し、日常生活における健康と文化的な最低限度の生活とを抽象的にではあるが保障している。

すなわち、我々の日常生活に水は必要不可欠のものである以上、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活の要件として当然「水」に関する問題も含まれているものと考えられる。
換言するならば、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために、水の確保、あるいは都市生活における安定給水等の権利を有するものと考えられる。即ち、憲法第 25 条 1 項の内容には、「給水を受ける権利」を包含しているものと解される。

(2)　水道法

憲法の前記趣旨を受け、水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）が施行され、この第 1 条において、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」と規定し、清浄にして低廉な水を供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することにより、憲法第 25 条第 1 項の具体的実現を図ろうとしている。

さらに、水道法は第 14 条（供給規程）で、「水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。」として、水道事業者に料金その他の工事費用を規程をもって明確にさせることにより、利用者に不審を抱かせたり特別高額な出費を負担させることのないように配慮している。そして、同 2 項では「地方公共団体たる水道事業者は、料金を変更したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。」、同 3 項「地方公共団体以外の水道事業者は、供給条件を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。」と規定し、料金等に関しては水道事業者の恣意的な行為をできるだけ排除するようにしている。特に、同 4 項で厚生大臣は、料金に関して能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること、および定率又は定額をもって明確に定められていること、また工事費用の負担区分とその算出方法が適正かつ明確に定められていること、特定な者に対して不当な差別的取扱をするものでないことなどを、料金等の変更認可申請時にチェックできるようにしている。

さらに、料金等の改正に関し、同第 47 条で、厚生大臣に対してなすべき認可又は許可の申請及び届出は、都道府県知事を経由して行なわなければならないし、都道府県知事はこれにより、必ず意見を付さなければならないことになっている。つまり、形式上、料金等の改正に関しては、事業者の恣意的判断だけでは行なえず、都道府県知事が許認可の申請及び届出を受理した場合には、自らの意見を付して厚生大臣に進達し、厚生大臣の最終的判断を仰ぐという形式を採ってい

る。

(3) **水道法施行規則**（昭和32年厚生省令第45号）

この省令第12条は、料金の変更の届出に関し、前記した「水道法第14条第2項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経営収支の概算を記載した書類を添えて、すみやかに行うものとする。」旨規定し、料金変更の届出書には料金の算出根拠と経営収支の概算を記した書類の添付をその要件として要求している。

なお、当該規定は、文言上「料金」のみの変更届に関するもののごとき規定をしているが、水道法及び同施行規則の趣旨からすれば「料金等」と解すべきである。

(4) **地方公営企業法**（昭和27年法律第292号）

この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱、企業経営の根本基準、企業経営に関する事務、その他を規定し、地方自治の発達に資することを目的にしている。そして、第3条で、地方公営企業の経営の基本原則は、経済性の発揮と公共の福祉の増進である旨規定している。さらに、地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、総てこの経営の基本原則に合致するものでなければならない(同法5)。特に、地方公共団体は、地方公共企業の設置及びその経営の基本に関する事項を、条例で定めなければならない（同法4）から、具体的には条例におうところが大である。

地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行なう(同法17)。また、経費負担の原則として、その性質上地方公営企業の収入で負担することが適当でない経費と地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費とには、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとし、これ以外は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない（同法17の2）と規定し、原則的には地方公営企業の独立採算制を義務づけている。第17条の2第1項による地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の5による。

料金については、徴収することができ（同法21 I）、しかも、それは公正妥当なもので、能率的経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない（同法21 II)。この料金算出に重大な影響を生ずる地方公営企業の建設や改良費に充当する為の企業債については、第22条で行政庁の許可を必要としないと規定するものの、付則により、当分の間政令の定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない（地方自治法250)。これは、原則的には自治大臣の許可を受けなければならない旨で、自治大臣及び大蔵大臣の指定する事件についてのみ、都道府県知事の許可に代えたり、自治大臣の許可そのものを必要としない意味である(地方自治法施行令174、昭和22年政令第16号)。

剰余金処分に関し、毎事業年度に利益を生じた場合、繰越欠損金がある時は先ずこの欠損金をうめ、なお残額がある時は、政令で定めるところにより、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならない（同法32 I）。これ以外の利益処分は、議会の議決によらなければならない(同法32 II)。また、減債積立金は企業債の償還にのみ、利益積立金は欠損金の充当にのみしか取り崩せない（同法32 III、IV)。さらに、資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない（同法32 V)。この資本剰余金の処分は、政令により、同種物品の滅失、譲渡、撤去、廃棄に伴う損失充当にしか原則として使用できない(同法32 VI、地方公営企業法施行令24の2)。ただし、利益積立金をもって欠損金を埋めても欠損金が残る場合には、原則としてこれを次期繰越とする。ただ、特別利益

積立金がある場合には、これをもって前期欠損金をうめ、なお欠損金に残額があれば、議会の議決を経て、資本剰余金を例外的に取り崩すことができる（地方公営企業法施行令24の3 II）。以上のことから、剰余金は起債償還、支払利息、欠損金の塡補及びその為の積立等にしか、原則として、使用できない。

(5)　**札幌市水道事業給水条例**（昭和34年条例第13号）

水道事業の設置は、札幌市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第53号）によるが、料金及び給水工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持する為に必要な事項は、この条例による。その他、認定による料金の算定、臨時水道使用料、料金の徴収方法等は、札幌市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局規程第15号）による。

三　水道料金（改正）手続

水道事業者は、料金等に関し予め供給規程を制定しなければならない（水道法14）し、この変更は厚生大臣への届出を要する（同法14 II、水道法施行規則12）ことから、水道事業者たる地方公共団体が料金等を改正したい時には、供給規程である条例改正手続を経なければならない。

条例改正に関しては、先ずその改正が公正妥当なものであるか否かを把握するために、市長は自らの諮問機関である札幌市営企業等調査審議会へ「水道事業の健全な運営管理の方策等」に関し諮問し、その答申を得て後、議会で審議することになる。議会の審議に際しては、料金等の改正が市民にとっても公正妥当なものであるか否かを反映させる為に市民の意見を陳述する場として、公聴会乃至聴聞会（札幌市議会委員会条例・昭和31年8月30日条例第24号18条以下参考）を開催した後、この意見を参考に決議する。

改正条例が有効に施行されるためには、議決後施行日までの間（公布から施行日までの間に一般に周知させる措置をとらなければならない。水道法14 V）に、水道事業者はすみやかに厚生大臣へ届出をしなければならない。他方、厚生大臣への届出を当該期間内に行なわなかった場合と雖も、地方公共団体の行なう水道事業は、地方分権事項の1ツであり、かつ経理上も地方公共団体の公益事業に属すること（地方財政法5、6、7、8、地方財政法施行令12）、および「料金を変更したとき」に「届け出なければならない」（水道法14 II）ことから、大臣への届出が「事後報告」の形式を採っているので「届け出」そのものは「料金改正の要件」とは解しがたいこと、等より「改正料金」そのものが当然に無効になるという性質のものではないと解する。

四　料金改正に関する若干の考察

聴聞会における諸資料を参考に、札幌市の昭和59年度の水道料金等の改定が必要已むを得ざるものであったことを念頭に、安定給水と財政の面から考察する。

(1)　**安定給水**

①　水量に関して

今日まで札幌市は全市的な給水不足が無かったこと、および過去4年間に給水不足を理由とした給水制限等のトラブルが発生していないことを考えると、第6期水道拡張事業計画の数値は妥当なものであったと思量できるので、これを参考に向こう4年間（今回改正を予定している第7期水道拡張事業計画）の数値を検討する。

別表1より、過去4年間の第6期拡張計画と向こう4年間の第7期拡張計画とにおいて、給水人口の増加率は0.91と0.92であり、年間配水量の増加率は0.898と0.881である。つまり、毎年約0.1%減少している水道普及率を考慮に入れると第7期の各年度における年間配水量は第6期の実質年間配水量と同数の量が概ね確保されているといえる。

別表1　人口・水量等業務量の推移

昭和70年度を見通した人口・水量等事業の基本となる業務量は、下表のように予測されます。

区分 ＼ 年度		55（実績）	56（〃）	57（〃）	58（見込）	59（推計）	60（〃）	61（〃）	62（〃）	63（〃）	70（〃）
人口・普及率	行政区域内人口 人	1,401,757	1 1,433,355	1,465,000	1,496,251	1,538,000	1,570,000	1,599,000	1,626,000	1,653,000	1,850,000
	給水区域内人口 人 (A)	1,381,600	1,411,400	1,443,000	1,474,400	1,517,000	1,550,000	1,580,000	1,608,000	1,636,000	1,840,000
	給水人口 人 (B)	1,284,300	1,326,100	1,369,400	1,411,700	1,462,000	1,505,000	1,544,000	1,579,000	1,615,000	1,840,000
	普及率(B／A) %	93.0	94.0	94.9	95.7	96.4	97.1	97.7	98.2	98.7	100.0
水量	年間配水量 m³ (C)	144,004,400	148,585,600	153,604,560	160,310,000	165,350,000	172,280,000	179,580,000	187,760,000	195,280,000	259,490,000
	1日最大配水量 m³	449,120	491,360	497,480	521,030	566,000	590,000	615,000	642,000	669,000	887,000
	1日平均配水量 m³	394,533	407,084	420,834	438,000	453,000	472,000	492,000	513,000	535,000	709,000
	年間有収水量 m³ (D)	116,752,530	121,383,690	125,950,983	132,020,000	137,240,000	143,660,000	150,490,000	158,080,000	164,800,000	220,590,000
有収率(D／C) %		81.1	81.7	82.0	82.4	83.0	83.4	83.8	84.2	84.4	85.0
施設能力 m³／日		587,200	587,200	590,200	685,200	685,200	685,200	685,200	685,200	785,200	985,200
水源 m³／日		715,200	715,200	715,200	715,200	715,200	715,200	715,200	715,200	1,035,200	1,035,200

（注）人口は各年10月1日現在である。

以上から、水量確保においては、過去の実績を基礎にして、第7期拡張事業計画においても、過不足なく妥当な量を確保していると断定できる。

② 水質に関して

日本は、大体どこへ行っても良質の水を自由に入手できる自然環境にあるため、水質に対する危険性には余り考慮を払っていないのが現状であろうと思う。今回の「札幌市水道事業の健全な運営管理の方策等に関する答申」においても、この点に関しては全くふれられていない。これは、従来の札幌市の水源が豊富であることに起因するものであると思う。

しかし、現在の化学薬品の開発や工業発展が従来に見られない速度で進展していることを考えると、今後は蔑ろにできないと考える。時に、最近は都市の水道水に関する啓蒙書(「いま水が危ない」日本水質研究会編、「蛇口からの警告」守誠、「飲み水の危機」石橋多聞、「水質汚濁」杉本昭典他多数)が多く出版され、利用者の水質や健康への関心が高まってきていることを考えると、札幌市も例外なく水質基準や水質管理を以前にも増して強化すべきであると考える。

この点に関し、厚生省は、金属部品やドライクリーニングの洗浄用として使用されている有機化学物質による地下水汚染を重視し、特に水道水に含まれる発ガン性の疑いのあるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエタン等の汚染物質を規制する為の暫定水質基準を昭和59年2月18日に決定している。これは昭和56年のトリハロメタンに次いで2回目の規制である。これによると、メッキ後の洗浄用のトリクロロエチレンが0.03 PPM(1ℓ当たり0.03 mg)以下、ドライクリーニング用洗浄剤のテトラクロロエチレンが0.01 PPM以下、溶剤・接着剤としてのトリクロロエタンが0.3 PPM以下等となっている。序ながら、これはWHOの暫定がガイドラインでもある。

そして、厚生省は各都道府県に対し、1）公営水道の浄水場の水質検査を年1回実施し、2）暫定基準を超える汚染があった場合は、水源の変更や化学的処理により、汚染物質を除去しなければならないとしている。これらは、厚生省が各都道府県に要求する基準であるが、札幌市の水道管理においても、これを受けて水道水の水質維持に関しては最大の努力を払う義務がある。

他方、公営水道において、水道法第4条や前記厚生省通知を遵守し、人体に危険性の無い水を供給することは経対的な条件であるが、今後は札幌市においても水質上単に衛生的な水であればよいというだけでなく、生水で飲んでも「おいしい」と言える水、つまり「その地域の味」のある水を供給するよう技術的な研究を図るべきである。因に厚生省は、昭和59年5月24日に水道水の味を良くする為に専門家や文化人による「おいしい水研究会」(委員長鈴木武夫国立公衆衛生院長)を設け、「おいしい水指標」を作成し、水道水の味の改善に役立てる努力をしている(日本経済新聞、昭和59年5月25日)。その後、昭和60年4月24日同研究会は別掲(日本経済新聞4月25日付)のごとく報告書を公表している。

(2) 財政状況

別表2によれば、第6期水道事業拡張計画の開始年である昭和55年4月に料金及び加入金の改定を行なった結果、当該事業計画中は収支の均衡を図ったものの、第7期水道事業拡張計画を第6期と同じ料金及び加入金とで実行した場合、第7期計画の終了年である昭和62年度末には174億8百万円の累積赤字を生じることになる。そこで、この累積赤字を容認するだけの負担財源があるか否かを検討する。

① 企業債の起債について

昭和55年度から昭和58年度の第6期計画、および昭和59年度から昭和62年度の第7期計画を通じて、収益的収入と収益的支出とを比較してみる。収入は、水道の普及による加入者増とその消費水量による増加との漸増程度であるのに対し、支出は、支払利息の増大、諸物価の上昇、

おいしい水、研究会が基準

全国の水道 3割不合格

硬度など体系化

おいしい水の基準

水質項目	数値	水道水の基準
▽水をおいしくする要素		
蒸発残留物	30～200ミリグラム/リットル	500ミリグラム/リットル以下
硬度	10～100ミリグラム/リットル	300ミリグラム/リットル以下
遊離炭酸	3～30ミリグラム/リットル	基準なし
▽水の味を損なう要素		
過マンガン酸カリウム消費量	注① 3ミリグラム/リットル以下	10ミリグラム/リットル以下
臭気度	注② 3以下	異常でないこと
残留塩素	注③ 0.4ミリグラム/リットル以下	0.1ミリグラム/リットル以上
水温	最高20度C以下	基準なし

（注）①過マンガン酸カリウム消費量の値は、水質汚濁に伴って水道水中に含まれる有機物質を表す指標として用いた②通常の人が異臭味を感じない水準である③通常の人が塩素臭を気にならない程度である

水道水がまずくなったという声が聞かれるが、おいしい水道水の供給促進対策などを検討していた厚生省の「おいしい水研究会」（座長・鈴木武夫前国立公衆衛生院長）は二十四日、報告書をまとめた。それによると、おいしい水の秘密は水に含まれている適度のミネラル分や炭酸ガスなどで、全国の水道水が研究会の設けたおいしい水の基準に合うかどうか調べたところ、南関東、近畿、北部九州の地域で基準に不合格のところが目立った。また報告書では秋田市や広島市など三十二都市をおいしい水が飲める都市（人口十万人以上）として選んでいる。

おいしい水についての体系的な基準はこれが初めて。わが国の水道は、都市化に伴う水源の環境汚染で利用者から水がまずいなどの苦情が増え、昨年春の生活環境審議会ではおいしい水の供給を求める答申が出された。これを受けて昨年六月、水道工学や水質の専門家のほか、水の味に明るい女優の大山のぶ代さんら文化人も参加しておいしい水研究会が発足した。

水の味は気象条件、健康状態、体調、水を飲む容器や周囲の雰囲気、水温などにも左右されるが、研究会は利き水試験の結果を参考に、おいしい水とされる全国の水道水を分析し、別表のような「おいしい水の基準」をまとめた。

その上で全国を二十五万四百五十八ブロックに分け、各ブロックごとに最も給水人口の多い水道を選び、水道水がこの"基準"に合っているかどうか調べた。まず基準の各項目のうち蒸発残留物、硬度について基準を満たしたのは全体の九六％で、不合格は北海道の一部など二十六ブロック。さらに過マンガン酸カリウム消費量と臭気度の項目に適合するのは、全体の七〇％に減り、南関東や近畿、北部九州などが不合格地域となった。

土壌からとけ出したミネラルの量を表す蒸発残留物、硬度については大半が合格している。しかし、人為的な水質汚濁の指標になる過マンガン酸カリウム消費量や臭気度の基準をパスしなかった地域が多く、本来はおいしい水が水質汚濁でまずくなっている実態を浮き彫りにしている。

人口十万人以上の都市で、おいしい水が飲める都市を選んだところ、次の三十二市が"お墨付き"を得た。

帯広▽苫小牧▽青森▽弘前▽秋田▽宇都宮▽小山▽前橋▽熊谷▽富山▽高岡▽金沢▽福井▽甲府▽松本▽岐阜▽大垣▽静岡▽沼津▽富士宮▽名古屋▽豊橋▽津▽松阪▽鳥取▽米子▽岡山▽広島▽山口▽高知▽熊本▽都城

鈴木武夫座長の話　全国の七割の地域の水道水が基準に合格していたというのは安心した。ただ不合格の三割の地域に半数以上の日本人が住んでいるわけで、行政当局には何年かかってでもおいしい水の基準達成に努力して欲しい。おいしさというのは価値観の問題で行政がこれに目をつけ始めたのがおもしろい。今度は環境庁に「おいしい空気の研究会」でもやってもらいたい。

人口10万以上、OKは32市

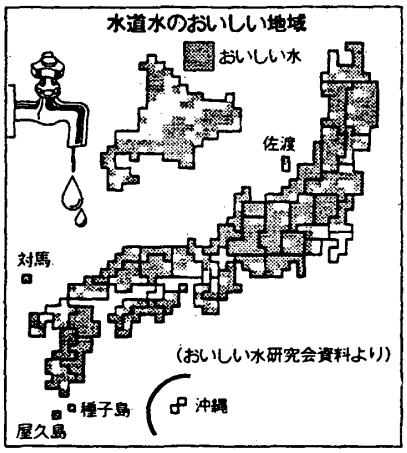

5万人以上は156市適合

厚生省は二十四日、おいしい水研究会が作成したおいしい水の水質要件を基に人口五万人以上の四百十四市の水道水を評価した。その結果、札幌市など百五十六市が適合していた。

水のおいしい都市が多いのは愛知の二十四市、静岡の十四市、岐阜の八市、北海道の七市、群馬、長野、三重の六市の順。また、人口五万人以上の都市全部が適合したところは富山（四市）鳥取（三市）山梨（二市）高知（一市）の四県。この結果、東海、北関東、北陸においしい水道水が多いことが分かった。

一方、水質要件に適合しなかった都市が多いのは埼玉、東京、神奈川、大阪、京都、兵庫、福岡などの都府県。特に大阪は三十一市全部が要件を満たさなかった。

（日本経済新聞昭和 60 年 4 月 25 日付）

ベースアップによる給与の増加等を原因として昭和 59 年度約 19 億円、昭和 60 年度約 21 億円、昭和 61 年度約 22.7 億円、昭和 62 年度約 24 億円等と、収入を大幅に上回っている。これより、収益収支の不足額は、昭和 59 年度約 27 億円、昭和 60 年度約 39 億円、昭和 61 年度約 49 億円、昭和 62 年度約 59 億円に達する。

次に、別表２と３により、これらの各年度ごとの費用構成比率をみると、職員給与費と水道諸施設に対する経費および減価償却費等の比率は、昭和 55 年以来横ばいかマイナスを示しているの

別表2　財政収支の推移

（単位：百万円）

区分／年度	収益的収入			収益的支出				収益収支過不足△(C)=(A)−(B)	資本的収入					資本的支出				資本収支過不足△(F)=(D)−(E)	補塡財源等		単年度資金過不足△額(C)+(F)+(G)	同左累計
	給水収益	雑収入	計(A)	営業費用	減価償却費等	支払利息	計(B)		企業債	補助金等	加入金	その他	計(D)	拡張事業費	企業債償還元金等	水道設備給管その他	計(E)		損益勘定留保資金(G)	収益収支差引(C)		
55	13,520	493	14,013	5,239	2,341	4,152	11,732	2,281	11,300	1,712	1,041	223	14,276	14,080	797	1,734	16,611	△2,335	2,343	2,281	2,289	2,913
56	14,552	633	15,185	6,084	2,597	5,022	13,703	1,482	13,656	2,903	1,360	347	18,266	18,245	1,079	2,006	21,330	△3,064	2,599	1,482	1,017	3,930
57	14,705	794	15,499	6,632	2,931	6,013	15,576	△△77	13,800	2,864	1,229	703	18,596	18,967	1,432	2,006	22,405	△3,809	2,933	△77	△953	2,977
58	15,250	654	15,904	7,186	3,171	7,126	17,483	△1,579	15,596	3,078	1,250	270	20,194	21,019	1,818	1,720	24,557	△4,363	3,172	△1,579	△2,770	207
計	58,027	2,574	60,601	25,141	11,040	22,313	58,494	2,107	54,352	10,557	4,880	1,543	71,332	72,311	5,126	7,466	84,903	△13,571	11,047	2,107	△417	−
59	15,673	766	16,439	7,615	3,460	8,081	19,156	△2,717	12,900	3,146	1,020	700	17,766	17,780	1,916	1,662	21,358	△3,592	3,460	△2,717	△2,849	△2,642
60	16,219	875	17,094	8,076	4,003	8,945	21,024	△3,930	14,700	4,094	1,020	500	20,314	20,510	2,095	1,795	24,400	△4,086	4,003	△3,930	△4,013	△6,655
61	16,795	1,009	17,804	8,591	4,175	9,924	22,690	△4,886	14,600	4,200	1,020	500	20,320	20,230	2,125	2,153	24,508	△4,188	4,175	△4,886	△4,899	△11,554
62	17,436	1,138	18,574	9,200	4,329	10,913	24,442	△5,868	13,400	4,291	1,020	500	19,211	18,760	2,350	2,416	23,526	△4,315	4,329	△5,868	△5,854	△17,408
計	66,123	3,788	69,911	33,482	15,967	37,863	87,312	△17,401	55,600	15,731	4,080	2,200	77,611	77,280	8,486	8,026	93,792	△16,181	15,967	△17,401	△17,615	−

（注）本表は受託・下水収支を除く。人件費については59年度以降の給与改定を見込む。

別表３　収益費用比較及び費用構成の推移

収益費用は、①相次ぐ拡張事業の実施に伴う支払利息の増大、②水道諸施設の拡充や諸物価の値上り等による維持管理経費の累増などにより現行料金での収入を超えて年々増大し、水道財政は急速に悪化の傾向にあります。

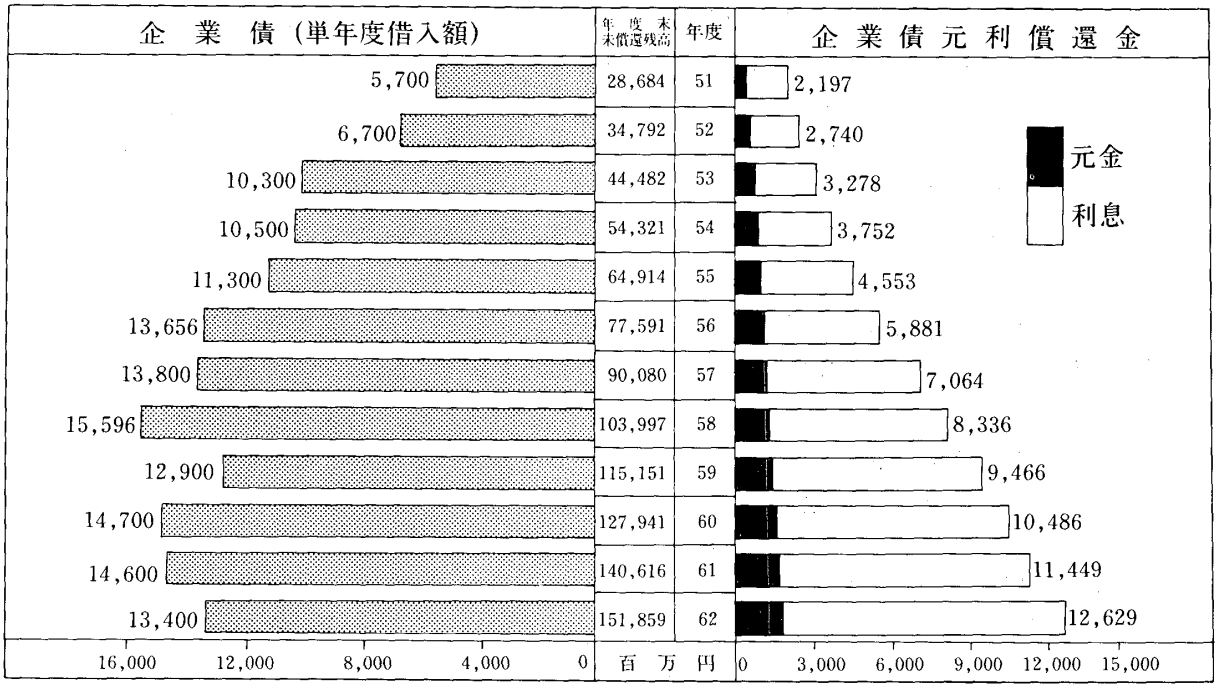

別表４　企業債借入額・未償還残高及び元利償還金の推移

拡張事業の主たる財源である企業債借入額と未償還残高及びその元利償還金は、下図に示すとおり拡張事業の進展に伴って年々大きく増加する見込みです。

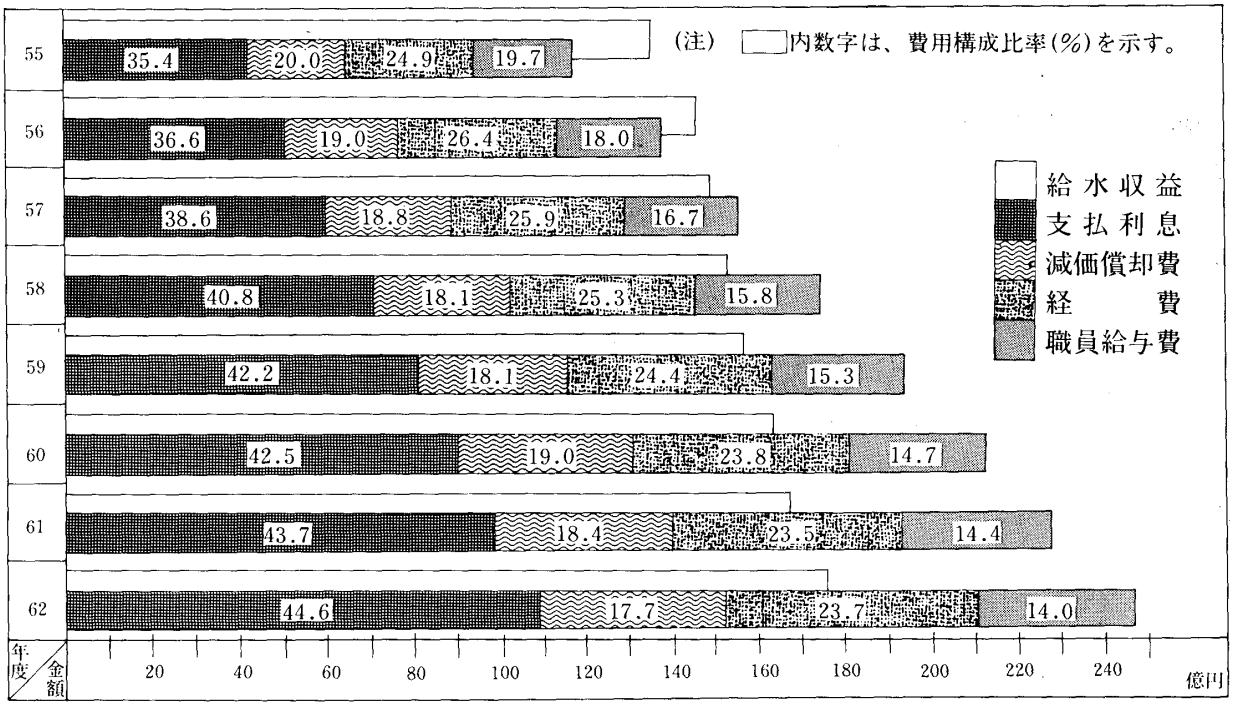

に対して、支払利息が収益的支出全体に対し高い比率を示している。これを第7期の予想額でみてみると、昭和59年度の収益的収入が164億3900万円であるのに対し、支払利息は80億8100万円、同様に昭和60年度は170億940万円に対し89億4500万円、昭和61年度は178億400万円に対し99億2400万円、昭和62年度は185億7400万円に対し109億1300万円となっている。（レートは政府債7.3%、公営企業金融公庫債7.4%、銀行等の縁故債8.1%）

以上の数字は、収益的収入に対する支払利息の比率が、前期計画時36.5%だったものが次期計画時の54.25%となり、現行料金を継続した場合利子負担が大変な額になることを意味している。因に、住宅新築などでの借入金の利子負担は、収入に対して20%以内が妥当で、30%以上は要注意である。（別表4参考）

つまり、現行の料金体系の下での企業債の起債は限界を超え無理であると考えるべきである。

② 国庫補助について

別表5より、水源開発施設整備費として、第6期計画において約63億7400万円の補助を受け、7期計画で約89億6000万円の補助を受ける予定であるものの、補助率は昭和59年度以降⅓に削減されるとのことである。これについては、継続して定山渓ダム分担金の½相当額の補助を受けられるよう国に対して強く働きかける必要がある。ただ、これを実現する為には定山渓ダムの建設計画の基本計画の改定（予算規模にして、530億を750億に変更）が条件になっているようなので、この改定を早期に実現し、½補助を得られるようにすべきである。

③ 札幌市の一般会計からの繰入について

1）ダムの先行投資補助

豊平峡ダム及び定山渓ダムに関する水道局分担金（含・国庫補助削減による負担増）の⅓相当額（但し、昭和56年7月30日以降は企業債の元利償還金相当額）の繰入がある。この分担金に関し、企業債の元利償還金相当額と名称が変わっているのは、一般会計出資債を起こし、水道局の自己資本比率を高める為である。なお、ダム建設費その他水道負担額については別表6による。（参考、水道法44、同施行令6）

2）長期借入金

市街化調整区域の配水管敷設費（昭和55年度から昭和58年度）、および定山渓ダム建設期間中のダム分担金の$\frac{1}{6}$相当額（昭和59年度以降は⅓）の企業債の元利償還金相当額について一般会計から長期貸付けを受けている。

特に、定山渓ダムの企業債に関する支払利息は、ダムが未完成なのに水道料金に含められないとの観点から料金原価に算入せず、市から利息分も含めて借り入れ、消費者には定山渓ダム工事に関する資金上の負担がかからないように配慮している。

3）出資金

長期借入金の利息相当額及び定山渓ダム分担金の$\frac{1}{10}$相当額の出資を受けている。

本来なら、出資金であるので、水道会計において配当可能利益が出た時配当をしなければならない。しかし、水道事業は公益事業であるので、各事業計画年度を通じて、配当可能利益の出ないような「水道料金」を決めているのが現状である。従って、この出資金の法的性質は、水道事業の解散時における残余財産分配請求権（札幌市における水道事業の解散はありえないと考えるので、殆ど無意味のもの）のみを有した出資金であると考えられるので、実質は「補助金乃至交付金」に近いものである。

水道事業が独立採算性を原則にしていることから考えると、原則的には増加の期待できない項目であるが、定山渓ダムの関係もあり、第6期計画の約½倍の額を第7期では計上している。これは、水源確保の為の新規事業計画との関係で已むを得ない額であると考えられる。

別表5　国庫補助金及び一般会計繰入額調

（単位：千円）

項目	区分	55	56	57	58	55～58 計	59	60	61	62	59～62 計
国庫補助金	水源開発施設整備費	1,039,800	1,722,440	1,733,711	1,878,093	6,374,044	1,926,667	2,503,333	2,410,000	2,120,000	8,960,000
	浄水場排水処理施設整備費	153,000	126,000	85,000	－	364,000	－	60,000	57,500	280,000	397,500
	無水源地域簡易水道施設整備費	1,830	12,000	－	－	13,830	－	－	－	－	－
	計	1,194,630	1,860,440	1,818,711	1,878,093	6,751,874	1,926,667	2,563,333	2,467,500	2,400,000	9,357,500
一般会計繰入額	ダム先行投資補助	143,363	201,354	256,715	313,994	915,426	380,660	487,521	621,213	754,845	2,244,239
	長期借入金	225,000	353,000	345,000	389,000	1,312,000	269,000	388,000	576,000	760,000	1,993,000
	出資金	99,630	462,240	481,394	597,376	1,640,640	739,196	921,747	922,290	876,170	3,459,403
	消火栓関連負担金	258,984	301,717	296,204	349,315	1,206,220	301,162	314,089	326,745	341,784	1,283,780
	計	726,977	1,318,311	1,379,313	1,649,685	5,074,286	1,690,018	2,111,357	2,446,248	2,732,799	8,980,422

算出基準

(1)　水源開発施設整備費国庫補助
　定山渓ダム分担金の½相当額（58年度½の15%減59年度以降⅓）

(2)　浄水場排水処理施設整備費国庫補助
　排水処理施設に係る国庫補助対象事業費の¼相当額

(3)　無水源地域簡易水道施設整備費国庫補助
　水源の確保が困難でかつ、給水区域からの距離が500m以上の飛地に給水するために要する経費の¼相当額

(4)　ダム先行投資補助
　豊平峡ダム分担金及び定山渓ダム分担金の⅓相当額（56年度以降7/30）の企業債の元利償還金相当額

(5)　長期借入金
　調整区域配水管布設費（55～58年度）及び定山渓ダム建設期間中のダム分担金の⅙相当額の企業債の利息相当額

(6)　出資金
　上記長期借入金の利息相当額及び定山渓ダム分担金の1/10相当額（56年度以降）

(7)　消火栓関連負担金
　消火栓の設置費・維持管理費・消火用水原価相当額及び高区消火施設負担金

別表6　第7期拡張事業計画

水源の確保と水道諸施設の増強は、昭和70年度を目標年次とする将来展望に立ちながら、当面の需要実態にも合致させるよう段階的に実施していくことが必要と考えます。

このため、第7期拡張事業計画として昭和59～62年度の4年間をもって、引続き定山渓ダムの建設を促進するとともに、下表に示す水道諸施設の拡張を進め、安定・安全給水の確保と市民皆水道の実現に努めていく計画です。

（単位：百万円）

項目＼年度		59	60	61	62	合計
定山渓ダム		5,780	7,510	7,230	6,360	26,880
施設増強	取水施設拡張	280	930	740	440	2,390
	浄水場等拡張	610	1,800	2,410	3,060	7,880
	配水施設拡張	2,190	1,190	1,810	1,310	6,500
	配水管拡張	8,920	9,080	8,040	7,590	33,630
	計	12,000	13,000	13,000	12,400	50,400
総事業費		17,780	20,510	20,230	18,760	77,280

計画指標	
計画目標年次	昭和63年度
行政区域内人口	1,653千人
給水区域内人口	1,636千人（A）
給水人口	1,615千人（B）
普及率	98.7％（B／A）
給水区域	26,200 ha
1日最大配水量	669千m³／日

事業の概要

1．定山渓ダム建設

総工費　75,000百万円

水道負担額　43,340百万円（分担率 57.8％）

年度	水道負担額
53～54	2,149 百万円
55～58	13,411
59～62	26,880
63	900
計	43,340

水利権　320千m³／日

2．取水施設拡張

白川第2取水場拡張　取水能力 320,000m³／日増強

3．浄水場等拡張

白川浄水場　施設能力 100,000m³／日増強

排水処理施設増強

定山渓原水池　10,000m³　1池新設

4．配水施設拡張

清田配水池　30,000m³　1池増設

藻岩配水池　20,000m³　増設

西野配水池　800m³　増設

高区配水施設　ポンプ場13ヶ所、配水池11池を新増設

震害対策施設　緊急遮断弁の設置

配水コントロール設備の設置　幹線流量計・水圧計等の設置

5．配水管拡張・改良

配水管布設　幹線38km　枝管 542km　計 580km

老朽管更生　中央幹線及び枝管40km

4）消火栓関連負担金

消火栓の設置費、維持管理費、消火用水原価相当額及び高区消火施設負担金等を受けている。

第7期計画においては、第6期計画の必要額を基礎に札幌市の発展部分に対する増額を計上しているが、過去の実績から妥当な額である。

以上から、札幌市の一般会計からの水道事業への援助額は限度に近いもので、これ以上の期待はできないと考える。けだし、独立採算制を原則とする水道事業への補助の増加は、他の一般会計事業（教育や福祉等）の補助減あるいは支障をもたらすばかりでなく、増税政策へ発展し、公平で健全な行政が行なえなくなる可能性を有する。

因に、他の指定都市における水道料金に占める一般会計繰入額の比率を昭和57年度数値で比較すると、札幌市9.4%に対し、東京1.7%、横浜・名古屋各1.6%、大阪・川崎各0.6%、京都0.9%、神戸3.1%、広島2.7%、北九州・福岡各3.7%となっており、札幌はかなり高率である。

これまでに、札幌市の第7期計画に関し、水量・水質の確保、及び水道事業が市民に対する公共的事業であるが故に、公的資金の使用などを順次検討してきた。しかし、総ての事業費を公的資金により充足することは、受益者負担の原則に反するので、必要事業費から公的な援助資金を控除し、その差額は当然に受益者が負担すべきものとなる。これが、公益事業における独立採算制の所以であろうと考える。

五　受益者負担

(1)　負担額について

水道料金は、公正妥当なもので、能率的な経営の下における「適正な原価」で、かつ水道事業の健全な運営を確保することのできるものでなければならない（参考、地方公営企業法21 II）。

従って、適正な原価とは何を意味するのかが重要な問題となってくる。これに関し、通説は発生主義の下における費用（営業費、人件費、支払利息等の経営に要する資本費用等）を意味し、資金収支上の不足額（減価償却費と企業債償還元金との差額など）は料金原価に含まないと解している。さらに、一般会計等からの出資に対する報酬については、法令による負担区分に基づく出資のみ原価に含めないが、その他のものは原価に含められると解する。

他方、事業報酬については諸説あるが、地方公営企業法の趣旨は、健全な運営の確保という語句からして、災害等の臨時損失への引当や建設改良引当金等の内部留保を全く認めないということではないと考えるので、適正な事業報酬を料金原価に含めるべきと考える。（同旨、坂田「地方公営企業」99頁）

この点につき、東京都の場合は、配水小管布設費等事業の効果的運営に必要な内部留保資金ならびに企業債償還元金に充てられる内部留保資金を原価に算入するなど前向きに検討している。

以上、原価の概念が多少流動的ではあるが、現在のところ、資金収支上の不足額を除いた諸費用相当額と解される。従って、これが受益者の負担額となる。

換言するならば、水道の能率的経営に基づく妥当な事業計画がある場合、それは総て受益者で財源を負担し、その事業を遂行するのが民主主義社会の大前提の1つである。しかし、事業の性質上(例えば、水源開発に巨額の資本を要するなど)、総ての費用を受益者にだけ負担させると社会的公平ないし扶助精神に悖る場合がある。従って、国や市から最大限の補助を受けた後なお不足額がある場合、これを受益者で負担すべきとなる。

(2)　札幌市の料金改定案の額について

第7期計画を実施した場合、昭和62年度末で約174億円の資金不足になっているので、この額が受益者負担額である。つまり、前記した如く、水道長期計画（別表7参照）や水源確保のため

別表7　水道長期計画

「新札幌市長期総合計画」に沿った水道基本計画を、最近の需要動向を勘案して見直しを行ないました。

この結果、基本指標は下記のとおりであり、これを達成するためには、昭和59～70年度において下表に示す水源の確保及び水道施設増強を逐次図っていくことが必要と考えます。

(1) 基本指標

計画目標年次	行政区域内人口	給水区域内人口(A)	給水人口(B)	普及率(B／A)	一日最大配水量	備考
昭和70年度	1,850 千人	1,840 千人	1,840 千人	100 %	887 千m³／日	

(2) 水源の確保及び水道施設増強

項目		内容
定山渓ダム完成による水源の確保		定山渓ダム新規 320,000m³／日を確保し、現有水源豊平峡ダム 528,000m³／日、その他 187,200m³／日を加え、計11,035,200m³／日とする。
水道施設増強	取水施設拡張	白川第2取水場 320,000m³／日を増強し、上記水源に対応する施設とする。
	浄水場等拡張	白川浄水場 300,000m³／日を増強し、現有施設能力 685,200m³／日を加え、計 985,200m³／日とする。
	配水施設拡張	清田配水池90,000m³、藻岩配水池20,000m³、西野配水池 800m³を増強し、現有施設能力 212,460m³を加え、計 323,260m³とする。 高区配水施設として、ポンプ場増設22ヵ所、配水池17池を新増設し、現有施設を加え、ポンプ場39ヵ所、配水池70池とする。
	配水管拡張	幹線54km、枝管 1,220kmを布設する。老朽管更生改良事業を実施する。

別表８　水道料金現行（昭和59年３月19日現在）改定案比較表

現　行　料　金　表

料金 ＼ 用途及びメータの口径		基本料金	従量料金（1m³につき） 1～10m³	11～20m³	21～30m³	31～100m³	101～500m³	501～1,000m³	1,001m³～
家事の用		700円	円 0	円 90	円 105	円 120	円	円	円
家事以外の用	20mm以下	1,200	0	120		135	150	170	200
	25mm	2,000							
	40	9,000	0			150	165	180	200
	50	13,000 〈23,000〉							
	75	35,000 〈101,000〉	0				165	180	200
	100	46,000 〈112,000〉							
	150	147,000 〈237,000〉	0						
	200	265,000	0						
	200mmをこえるもの	管理者が別に定める額							
公衆浴場用		700	0	70					

（注）　基本料金〈　　〉書は、改定案と同様の水量分を付与した場合の金額を示す。

料　金　改　定　案

料金 ＼ 用途及びメータの口径		基本料金	従量料金（1m³につき） 1～10m³	11～20m³	21～30m³	31～100m³	101～500m³	501～1,000m³	1,001m³～
家事の用		(28.6) 円 900	円 0	(27.8)円 115	(23.8)円 130	(25.0)円 150	円	円	円
家事以外の用	20mm以下	(20.8) 1,450	0	(29.2) 155		(25.9) 170	(23.3) 185	(20.6) 205	(17.5) 235
	25mm	(20.0) 2,400							
	40	(22.2) 11,000	0			(23.3) 185	(21.2) 200	(19.4) 215	(17.5) 235
	50	21.7 28,000				0			
	75	20.8 122,000	0					(19.4) 215	(17.5) 235
	100	21.4 136,000							
	150	20.3 285,000							
	200	(21.5) 322,000	0						
	200mmをこえるもの	管理者が別に定める額							
公衆浴場用		(28.6) 900	0	(28.6) 90					

（注）　1．（　　）内数値は、現行料金に対するアップ率（%）を示す。
　　2．50mm～150mmの基本料金欄左上数値は現行料金〈　　〉書数値に対するアップ率（%）を示す。

※上記改定案は、昭和59年３月条例第15号として、札幌市議会において可決された。従って、昭和59年５月分から上表に基づく使用料が徴収されている。

別表 9　家計消費支出に占める上下水道料金調

(1)札幌市における家計消費支出に占める上下水道料金の推移

（注）本表の数値は、総理府統計局の「家計調査年報」による。

項目 / 年次	家計消費総支出額	上下水道料金	構成比率
53	195,732 円	1,165 円	0.60 %
54	210,609	1,241	0.59
55	224,491	1,474	0.66
56	236,949	1,713	0.72
57	248,051	（上水）1.276 （下水）1,831	（上水）0.51 （下水）0.74

・上下水道料金のうち、約７割は上水道料金分

なお、水道料金改定による影響は、0.14%と見込まれます。

(2)札幌市１世帯当たり１ヵ月の家計消費支出額（57年１月～12月）

（注）本グラフの数値は、総理府統計局の「家計調査年報」による。

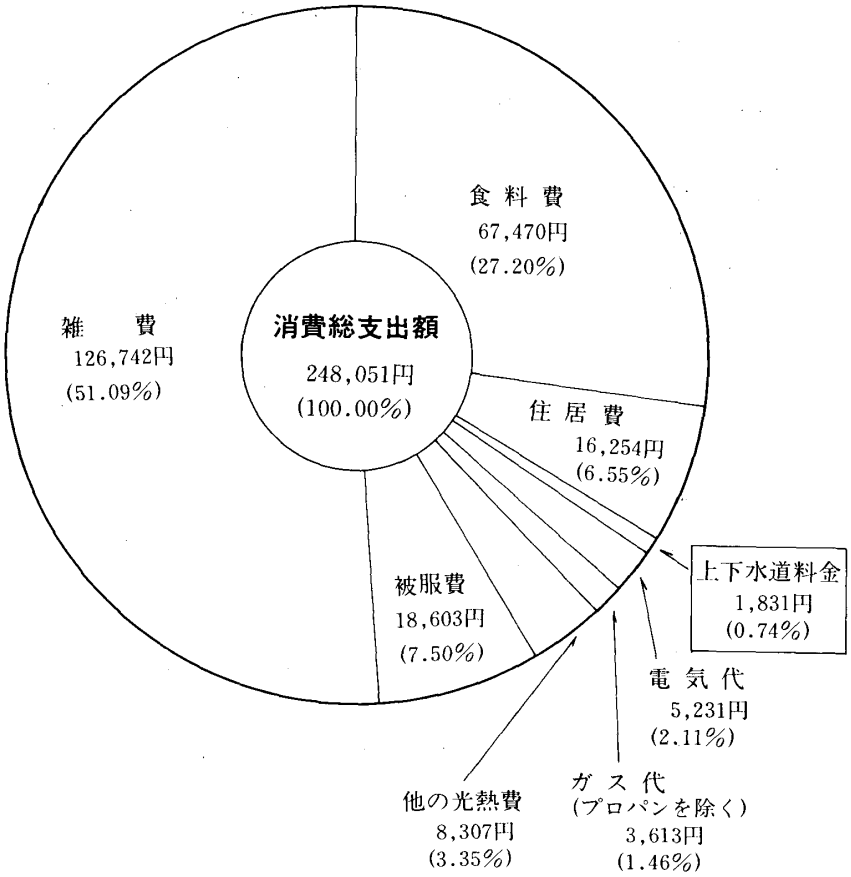

の事業計画が妥当で、かつ公的援助が限界にあると解されるので、この受益者負担額は已むを得ない額と解される。

そして、この額を消費者に公平に負担させる為に、各消費者群ごとの原価に基づく使用量によって算出する従量制と消費者の最低負担力ないし市民生活への影響を考慮して一定の額を負担させる定額制とがある。札幌市の場合、殆どの他都市と同様、この双方を調和させ、個別の料金が決定されている。

そこで、別表8により、定額制に基づく基本料金と、従量制に基づく平均的家庭の1ヶ月当りの使用量である11 m³～20 m³の料金を検討してみる。

これによると、基本料金は700円から900円に、従量料金は1 m³当り90円が115円となり平均して27.8%のアップである。

次に、この改定料金が高いか安いかの目安として各都市の料金を例示すると以下の通りである。もっとも、この料金については天然の豊かな水源があるとか、水源開発に資本がいらないとか、設備の減価償却が終了しているとか、水道布設に効率の良い都市であるか否かとか、あるいは事業体の規模などにより、地域的にかなりの格差がある。

（月平均16m³使用）

札幌	1,590円	旭川	1,908円	江別	2,660円	石狩	2,410円
東京	1,520円	釧路	1,650円	恵庭	2,480円	名古屋	1,320円
仙台	1,630円	苫小牧	1,660円	広島	3,230円	京都	1,230円
小樽	1,760円	北見	2,190円	当別	3,220円	福岡	1,250円

ただ、札幌市の料金アップ率（基本料金と使用料との）が総平均で約25.3%になるので、生活に対する圧迫感があるか否かを家計消費総支出額との関係で検討してみる（別表9より）。これによると、昭和57年度においては、家計消費総支出額が248,051円で水道料金が1,276円となり、全体への比率は0.5%で、値上案によれば0.64%で1,587円の負担が予想されることから、一家庭当り約300円のアップになる。もっとも水道料は将来4年間は同額であるのに対し、他の項目が確実に増加することを考慮すると、第7期計画の全平均的負担額はもっと割安になる。さらに、電気2.1%、ガス1.5%等の他の生活に基本的な要素と比較しても水道料のみが生活に対し特別な圧迫感を与えるということでもないので、今回の料金改定は必要已むを得ないものと思量する。

六　むすび

我が国では、大体どの地方でも自然水をそのままの形で生活用水にできるといった自然条件に恵まれているので、「水はタダ」あるいは「安くて当然」の国民感情といえるものがある。しかし、都市生活においては必ずしもこの感情は通用しないので、健康で文化的な生活を営む為には応分の費用負担が必要である。

札幌市の第7期拡張事業計画に基づく料金改定は、以上から応分の費用負担の範囲内のものであると考えられるが、将来は単に衛生的な水であればよいというだけでなく、個性的な水の安定給水ができるように技術開発をすべきであるし、常に家計の負担にならない発展計画の立案と実行をすべきである。

最後に、今回使用した資料の殆どのものは札幌市水道局より提供を受けたものである。心よく資料を提供していただいた事に対し、謝して御礼を申し述べる。

札幌市水道事業の健全な運営管理の方策等に関する答申

昭和58年12月24日

札幌市営企業調査審議会

昭和58年12月24日

札幌市長　板　垣　武　四　殿

札幌市営企業調査審議会
会長　　広　井　　淳

札幌市水道事業の健全な運営管理の方策等に関する答申
昭和58年10月18日付をもって諮問のあった標記の件について別紙のとおり答申する。

ま　え　が　き

水道は、健康で文化的な市民生活や快適な都市活動を支える重要な基幹施設であり、不断の給水サービス提供を基本的な責務としている。

札幌市の水道事業は、市勢の発展に伴って増大を続けてきた市民の給水要望に対応し、これまで給水普及率の向上と安定給水の確保に努めてきた。

さらに、札幌市の長期展望によれば、給水需要は、引続く人口の増加、生活水準の向上及び都市活動の活発化等に伴って、今後も増大していくことが予想されている。

一方、水道事業の経営状況は、景気の低迷や需要構造の変化等に起因する給水収益の伸び悩み及び周辺地域への給水普及に伴う設備費の増大などにより、一層厳しいものとなってきている。

このような状況下にあって、昭和55年度から実施中の第6期拡張事業計画及び事業運営の裏付けとなっている財政収支計画が昭和58年度で終了する予定であり、これらの計画に代わる今後の事業運営の指針をまとめることが当面の緊要な課題となってきた。

このため、本審議会は、水道事業の将来計画と健全な運営管理の方策について、市長の諮問に応じ、昭和58年10月以来慎重に審議を重ねてきたが、ここに結論を得たので次のとおり答申する。

1　水道事業の現状と課題

札幌市の水道事業は、昭和12年に給水を開始し、その後昭和29年以来6次にわたる拡張事業によって、新規水源の開発を含む基幹施設の拡充整備を行い、現在まで一度も全市的な断水や減水を生じさせることなく市民の給水需要に対処してきた。第6期水道拡張事業が完成する本年度末には、1日当たり68万5千2百立方メートルの供給能力を有し、給水普及率も96パーセントに達する見込みである。

札幌市においては、水道は市民生活や都市の諸活動に完全に組み込まれており、水圧低下や断水、水質劣化などのサービス低下が生ずると、都市生活に及ぼすその影響は計りしれないものがある。したがって、水道事業の運営と施設の整備にあたっては、今後とも続く人口増加と生活水

準の向上に伴う使用水量の増加に対応する量的充実に加え、高い安全性とより安定したサービスの提供、すなわち水道の質的向上もたま要請されてきている。

これら安定給水のための施設拡充に支出された企業債等借入金に係る元利償還金の累増は水道財政を圧迫し、最近の給水原価高騰の最大の要因となっている。ところが、これに対応すべき水道事業の収入をみると、比較的低廉な家事用水の使用比率が増大しているのに対し、高料金を課している大口使用者の給水需要が減退することによって総料金収入が伸び悩んでおり、このままで推移すれば水道財政は急速に悪化するものと予想される。

したがって、これら需要構造の変化及び需要増の鈍化傾向を踏まえた的確な将来の需要予測に基づく拡張事業計画の策定と、財政健全化のための実効ある措置を講じなければならない現状にある。

2　水道長期計画と水源の確保

全国的にみると、新規水源の開発は、建設期間の長期化、投資額の巨大化及び水源地対策の複雑化等、ますます困難の度を強めている。したがって、増大する水需要に対し、将来にわたり安定した水道の供給体制を維持していくためには、長期的展望に立って水源の手当を行っていくことが極めて重要である。

札幌市の将来人口は、昭和70年時点で180～185万人と推計されているが、現有の豊平峡ダムを主体とする水利権1日当たり71万5千2百立方メートルでは、この人口増加に近々対応できなくなることは明白である。

そこで将来を見通した水源の確保とその有効な利用について次の諸施策を推進すべきである。

(1)　水道長期計画は札幌市長期総合計画との整合性から、当面、昭和70年度を目標として設定し、水源の開発と水道基幹施設の建設を推進すること。

(2)　現在建設中の定山渓ダムは、今後の札幌市の水道にとって不可欠な水源であるので、早期完成を促進すること。

なお、国の財政事情の悪化等によるダム建設の遅れが、安定給水に支障をきたすことのないよう対策を立てておくとともに、国及び関係機関に対し早期完成を強力に要望すること。

(3)　現在、北海道において計画調査中の当別ダムは、札幌市の昭和70年代以降の水源としてのみならず、札幌都市圏の秩序ある発展を支える水源としても必要なので、その実現に向けて積極的に参画すること。

(4)　新規水源を開発することは次第に困難となり、またそれが財政に与える影響が大であることに鑑み、浪費的な水使用を抑制し、水資源を有効に利用するため、積極的な広報活動を行って、市民の理解を得るよう努力すること。

(5)　地下水の過剰な揚水に伴い地盤沈下等の障害を生ずる恐れがあるとして地下水使用の抑制が論じられており、その動向が今後の水道の需要量及び需要構造に大きな影響を及ぼすものと考えられる。したがって、関係機関と連携を図りながら、その使用実態の把握に努め、水道の需要予測及び施設建設にこれを反映させていくこと。

(6)　水道長期計画の策定にあたっては、排水の環境に及ぼす影響を与えた上で、下水道計画をも含めた都市計画との連携に充分配慮すること。

3　第7期水道拡張事業の推進

札幌市は、現在、第6期拡張事業を実施中であるが、今後の需要増加に備え、昭和70年を見通した水道長期計画を踏まえた上で、昭和59年度から4か年をもって第7期拡張事業計画を実施す

る必要があり、これによって水源の確保と給水量の増加に対応した施設能力の段階的増強を図らなければならない。

なお、計画策定にあたっては、近年の給水需要動向の変化、利用者の要望の多様化に対応できるよう、次の諸点に配慮すべきである。

(1) 水道の基本となる水源の確保については、定出渓ダムの完成を急ぐとともに、引続き当別ダムの早期着工を促進すること。

(2) 基幹施設として、浄水場の施設能力を1日当たり10百立方メートル増強して78万5千2百立方メートルにするとともに、取水施設・配水施設等の拡充に努めること。

(3) 配水管については、人口増に伴う宅地化の進展に合わせて整備するとともに、地域の需要実態に対応する幹線の充実、管網の整備拡充を行い、サービスの向上に努めること。

(4) 地震等災害の発生、原水の汚濁、渇水等に対しても、生活用水の確保が図られるよう、震害対策の推進、水源監視体制の確立、原水池の新設、配水池容量の増強等に努めること。

(5) 配水の均等化及び配水管事故対策として、配水区域のブロック化等による効率的な配水システムの確立に努めること。

(6) 配水管を適正に管理し、老朽管の更生事業を行うなど、漏水防止対策の強化により有収率の向上を図ること。

4　財政健全化の方策

札幌市の水道財政は、昭和55年に策定した財政収支計画に基づいて運営されてきたが、現在まではほぼ予定どおり推移し、その財政収支期間が本年度で終了することとなる。

しかしながら、明年度以降の財政を見通すと、支出面においては、拡張事業の進展に伴う資本費の増大、施設の拡充による維持管理経費の累積及び今後の経済変動に伴う人件費・物件費の上昇等が見込まれ、収入面においては、需要構造の変化による給水収益の伸び悩みが予想される。このままでは、収支は年々急速に悪化し、経営は危機に瀕することが予測される。

今後の健全な事業運営と安定・安全給水の確保を図るためには、速やかに財政健全化の抜本的な対策を講ずる必要があるので、次の具体的諸方策をとるべきである。

(1) 現在、定山渓ダム建設及び浄水揚排水処理施設建設について国庫補助がなされているが、昨今の厳しい国の財政状況から補助額の削減があり、さらに補助要綱の見直しなどが行われている。

これに伴って、定山渓ダム建設に係る札幌市の負担額が、一層、巨額なものとなり、将来にわたって水道財政悪化の大きな要因となるので、所要額の確保等について国に対し強力に働きかけを行うべきである。

また、企業債借入条件の水道財政に与える影響は極めて大きく、その元利償還金の増大が財政悪化の要因となっていることから、利率の引下げ、償還期限の延長等について関係機関に引続き強く要望すべきである。

(2) 一般会計からの繰入れについては、地方公営企業法の負担区分に基づく消火栓関連の負担及び豊平峡ダム建設に係る助成のほか、現在行われている定山渓ダム建設等に係る各種繰入れがあるが、今後ともこれを継続すべきである。

また、水道事業は借入金に依存した経営体質で、その経営基盤は脆弱である。したがって、前記以外のものでも公共性の強い施設建設については一般会計の助成が望ましい。

(3) 水道事業は、これまで経営の効率化に努力を傾注し、その成果は認められるが、財政の悪化しつつある今日、さらに事務事業の見直しを行い、電算機の活用、委託の拡大等による人員の

抑制など、今後とも継続して効率的な経営を行うよう最大限の努力をすべきである。

また、有収率は種々の対策により、年々向上してきているが、漏水防止等についてさらに積極的に取り組み、その向上を図るべきである。

(4) 現行の地方公営企業法の下では、水道事業は、その適正な事業経費を利用者の負担によって賄う独立採算制を経営原則として運営することとされている。

したがって、給水原価の上昇によって今後ますます悪化する財政収支の均衡を図るためには、前記の国及び一般会計の負担助成や経営効率化にできる限りの努力を払い、なお不足する収入については適時適切に水道料金等諸収入の見直しを行い、利用者負担の適正化を図っていくことが緊要と考える。

5　料金等のあり方

水道料金及び水道利用加入金の設定にあたっては、各使用者群ごとの原価に基づく方法と、それぞれの使用者の負担力ないし市民生活への影響の度合いに着目する方法の2つの考え方があり、この両者の調和を図りつつ、料金等が決定されてきている。

前者に重きを置けば、家事用等生活必需用水への負担の増加につながり、また、後者に重きを置いて大口使用者の負担を大きくすると地下水への移行等が予測され、水道料金の減収をもたらす。

このように考えると、料金等の設定にあたっては、各用途別口径別や新旧別の使用者群が、それぞれの原価に応じた衡平な負担となるよう、次の諸点に留意の上算定すべきである。

(1) 料金算定期間は、現下の経済情勢の推移と札幌市の過去の実績及び第7期拡張事業計画との整合性から、昭和59年度から4か年間とすることが適当である。

料金原価は、算定期間内に発生する営業費用に、従来と同じく事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定すべきである。

(2) 札幌市の水道用水の使用割合は、従来から家事用の比率が高く大口使用の比率が低かったが、近年この傾向は一層進み、将来はさらに強まる趨勢にある。その原因の第一は札幌市の人口増による生活用水の増加であり、第二には企業が水道用水を利用せずに、地下水をより低コストで使用する傾向が顕著になったからである。

したがって、料金体系については、このような需要動向下にあっても安定した収入を確保することが必要なことから、基本的には現行逓増制料金を維持しつつも、地下水の存在によって大口使用者の需要の価格弾力性が大きいことを充分考慮し、料金の使用者群ごとの各単価を平均原価に近づける方向で検討すべきである。

(3) 家事用などの生活用水部分の料金については、従来からかなり低く抑えられているが、需要構造の変化及び家事用水が近年の増加水量の原因となっていることから、その度合いについては見直しが必要である。

しかし、最近の家計所得の伸び悩み等をも考慮し、市民生活安定の見地から、家事別負担が急増することのないよう配慮すべきである。

(4) 水道利用加入金については、これを継続することとし、各需要者間の負担の衡平が図られるよう徴収対象者及び原価の見直しを行い、より合理的な算定基準に基づいて金額の改定を行うべきである。

む　す　び

本答申においては、水道の安定・安全給水体制の維持向上を図るために必要な水源対策をはじめとする長期水道計画のあり方、当面の需要に対応する第７期拡張事業の推進、及びその前提となる財政健全化のための諸方策等について述べてきたが、水道施設は市民共有の財産であり、これを効率的に維持発展させていくためには、水道事業に対する市民の理解と協力が不可欠である。

したがって、前記諸事業の推進にあたっては、市民に対し積極的に広報活動を行うとともに、企業の経営効率化の一層の推進を図ることを強く要望するものである。

札幌市営企業調査審議会委員名簿

会　長	広　井　　淳	弁護士
副会長	藪　　重　夫	北海道大学法学部教授
委　員	石　原　通　孝	大通地区町内連合会会長
〃	石　林　　清	札幌商工会議所専務理事
〃	井手口　和　子	主　　婦
〃	上　田　叔　子	札幌市婦人団体連絡協議会会長
〃	上　野　　博	北海道経営協会専務理事
〃	及　川　藤　男	北海道開発コンサルタント（株）顧問
〃	大　津　勢　子	主　　婦
〃	岸　本　　功	全日本労働総同盟札幌地区同盟議長
〃	河　関　憲　明	さっぽろ青少年連合常任委員長
〃	古　城　　誠	北海道大学法学部助教授
〃	木　幡　信　男	北海道中小企業団体中央会専務理事
〃	小　林　三　樹	北海道大学工学部助教授
〃	武　田　哲　夫	㈱マネージメントリサーチ北海道支社長
〃	丹　保　憲　仁	北海道大学工学部教授
〃	所　　哲　也	北海道大学経済学部教授
〃	中　川　正　男	北海道新聞社編集局長
〃	中　村　通　義	北海道大学経済学部教授
〃	林　　哲　夫	札幌ビルディング協会副会長
〃	廣　川　雄　一	札幌青年会議所理事長
〃	伏木田　照　澄	北海タイムス社編集局長
〃	村　橋　　博	東札幌町内連合会会長
〃	山　本　順　子	札幌消費者協会会長
〃	渡　辺　幸　一	札幌地区労働組合協議会副議長

札幌市営企業調査審議会審議経過

昭和58年10月18日㈫　第１回総会

市長あいさつ

諮問事項に基づき、水道事業の概要を説明並びにこれに対する質疑

水道部会の設置を決定し、委員を次のとおり指名

石原　通孝　委員	及川　藤男　委員
大津　勢子　委員	岸本　　功　委員
河関　憲明　委員	古城　　誠　委員
木幡　信男　委員	小林　三樹　委員
丹保　憲仁　委員	所　　哲也　委員
中村　通義　委員	林　　哲夫　委員
廣川　雄一　委員	伏木田照澄　委員
村橋　　博　委員	山本　順子　委員

昭和58年12月23日㈮　第２回総会

諮問事項に基づき、交通事業の概要を説明並びにこれに対する質疑

交通部会の設置を決定し、委員を次のとおり指名

石原　通孝　委員	石林　　清　委員
井手口和子　委員	上田　叔子　委員
上野　　博　委員	大津　勢子　委員
岸本　　功　委員	武田　哲夫　委員
所　　哲也　委員	中川　正男　委員
廣川　雄一　委員	伏木田照澄　委員
村橋　　博　委員	藪　　重夫　委員
山本　順子　委員	渡辺　幸一　委員

水道事業の部会審議経過について部会長から報告

水道事業の答申案について審議

答申決定

水道部会審議経過

第１回	昭和58年10月26日㈬	部会長に中村通義委員、部会長代理に所　哲也委員を選出 主に、需要予測と拡張事業計画等について審議
第２回	昭和58年11月４日㈮	水道施設の視察
第３回	昭和58年11月９日㈬	主に、拡張事業計画と財政状況について審議
第４回	昭和58年11月22日㈫	主に、財政状況について審議
第５回	昭和58年11月29日㈫	諮問事項について総括審議 答申草案の起草を会長、部会長、部会長代理、古城　誠委員、小林三樹委員に一任することに決定 昭和58年12月12日㈪、16日㈮、起草委員会において、答申草案を起草
第６回	昭和58年12月20日㈫	答申草案を審議 総会へ提出する答申案を決定

札幌市議会委員会条例〈抜粋〉

（昭和31年8月30日　条例第24号）

（公聴会開催の手続）

第18条　委員会が、公聴会[1]を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。2　議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示[2]する。

運　　用

1）委員会が付託された予算その他の重要な議案等について、審査の周到を期すため、利害関係者や学識経験者から意見を聞く制度であり、本市の場合主として料金改定の議案等の審査に当って公聴会を開催している。これに類似したものに聴開会があるが、陳述人の選定は公募によらないこと、陳述人への旅費等の支給がないこと等が公聴会と異なる点である。この他、委員会が特定課題について関係者と意見を交換するため懇談会を開催している。

2）公示期日についての規定は特にないが、公聴会の開催及び公募公述人の募集（テレビ、新聞、ラジオ等を媒介として）等、広く市民に周知することが必要であり、従前の例では、公聴会開催の約2時間位前に行っている。

（昭和51年に開催された公聴会では、新聞公告を取りやめている。）

〈事　例〉

(1)　公聴会

ア　(38. 10. 10～11)「新庁舎建設調査特別委員会公聴会」

イ　(41. 定2)「交通及び下水道料金改定に関する審査特別委員会公聴会」

ウ　(43. 定1)「国民健康保険料改定に関する公聴会」(第一部予算特別委員会)

エ　(43. 定1)「水道料金改定に関する公聴会」(第二部予算特別委員会)

オ　(45. 定1)「下水道受益者負担金制度に関する公聴会」(第一部予算特別委員会)

カ　(47. 定1)「水道料金改定に関する公聴会」(第二部予算特別委員会)

キ　(48. 定1)「市電、市バス乗車料金改定に関する公聴会」(第二部予算特別委員会)

ク　(50. 定3)「市営交通乗車料金改定に関する公聴会」(企業会計決算及び議案審査特別委員会)

ケ　(51. 定1)「下水道料金改定に関する公聴会」(第一部予算特別委員会)

コ　(52. 定1)「水道料金改定に関する公聴会」(第二部予算特別委員会)

サ　(55. 定1)「下水道料金改定に関する公聴会」(第一部予算特別委員会)

シ　(55. 定1)「水道料金改定に関する公聴会」(第二部予算特別委員会)

(2)　聴聞会

ア　(54. 臨2)「市営交通料金改定に関する聴聞会」(議案審査特別委員会)

イ　(56. 臨3)「市営交通料金改定に関する聴聞会」(議案審査特別委員会)

（参　考）

○法第109条第4項（常任委員会の公聴会）

○法第110条第4項（特別委員会の公聴会）

○行政実例（22．８．８）公聴会は、その本旨にかんがみ非公開とすることはできない。

（意見を述べようとする者の申出）

第19条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

運　　用

公述人の申し出先は、議長としている。

（公述人の決定）

第20条　公聴会において意見をきこうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

運　　用

公述人は利害関係者（一般市民）と学識経験者に区別し、利害関係者は公募により、また学識経験者は委員会において選定しているのが通例である。それぞれ委員会において決定後、議長名をもって公募公述人には公述人決定通知書を、学識経験者等の委員会選定公述人には公聴会出席要請書を直接本人に届けている。なお、委員会選定公述人は、公聴会出欠通知状（ハガキ）を提出してもらって確定する。また、公述人の選定にあたっては、賛成者、反対者同数としている。公述人に対しては、法第207条及び札幌市職員等の旅費に関する条例により費用を弁償している。

〈事　例〉

(1)　公聴会

ア　条第10条〈事例〉(1)のアの場合

公募公述人　――――　12名

委員会選定公述人　――――　9名

イ　条第18条〈事例〉(1)のイの場合

公募公述人　――――　8名

委員会選定公述人　――――　8名

ウ　条第18条〈事例〉(1)のウの場合

公募公述人　――――　4名

委員会選定公述人　――――　2名

エ　条第18条〈事例〉(1)のエカキクケコの場合

公募公述人　――――　4名

委員会選定公述人　――――　4名

オ　条第18条〈事例〉(1)のオサシの場合

公募公述人　――――　6名

委員会選定公述人　――――　2名

(2)　聴聞会

ア　条第18条〈事例〉(2)のイウの場合

陳述人　————　5名

（公述人の発言）

第21条　公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2　前項の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

3　公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

運　　用

公聴会開会にあたって、冒頭委員長から公述人に対し、本条及び次条等を注意事項として述べている。発言順序については、公募公述人、委員会選定公述人の順にそれぞれ反対者と賛成者とを交互に発言させるのが通例となっている。

なお、１人の発言時間は10分程度と決められる例が多く、発言制限時間に至った場合にはベル（押鈴）で予告している。

（委員と公述人の質疑）

第22条　委員は、公述人に対し質疑[1]をすることができる。

2　公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

運　　用

①　全ての公述人の発言が終った後に行っている。

（代理人は文書による意見陳述）

第23条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を掲示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合はこの限りでない。

（記　録）

第24条　委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録[1]を調製させ、これに署名又は押印しなければならない。

2　前項の記録は、議長が保管する。

運　　用

①　「委員会会議概要録」を作成している。なお、予算・決算特別委員会については、議会審査の参考資料として逐語記録（原本のみ）を作成している。

②　委員会の記録の保存年限は、常任委員会については５年、特別委員会については10年となっている。

〈議運申合せ事項〉

（42．１．16）昭和42年度から、委員会の会議を録音テープにおさめることとする。（なお、このテープは保存期間３年であるが、議員の任期中はこの期間を超えて保管されている。）

札幌市水道事業の設置等に関する条例

（昭和41年12月26日
条例第53号）

改正　昭和42年２月条例第１号　昭和42年３月条例第５号
昭和43年４月条例第10号　昭和44年３月条例第４号
昭和45年３月条例第９号　昭和46年12月条例第45号
昭和47年３月条例第16号　昭和50年６月条例第29号
昭和51年３月条例第35号　昭和55年３月条例第32号
昭和55年６月条例第40号　昭和59年３月条例第15号

（水道事業の設置）

第１条　生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

（経営の基本）

第２条　水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

２　給水区域は、札幌市の区域内とする。

３　給水人口は、1,840,000人とする。

４　１日最大給水量は、887,000立方メートルとする。

（組織）

第３条　地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第７条の規定に基づき、水道事業に設置される管理者（以下「水道事業管理者」という。）の職名は、水道局長とする。

２　法第14条の規定に基づき、水道事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第４条　法第33条第２項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が4,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、１件１万平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（業務状況説明書類の提出）

第５条　水道事業管理者は、水道事業に関し、法第40条の２第１項の規定に基づき、毎事業年度４月１日から９月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに市長に提出しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、５月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)　事業の概況

(2)　経理の状況

(3)　前２号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため水道事業管理者が必要と認める事項

3　天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、水道事業管理者は、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。

附　則

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附　則（昭和45年条例第9号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和45年4月1日）

附　則（昭和46年条例第45号）

1　この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。〔以下ただし書省略〕

2～6　省略

附　則（昭和47年条例第16号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

（昭和47年規則第19号で昭和47年4月1日から施行）

附　則（昭和50年条例第29号）抄

1　この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

7　この条例による改正前の札幌市交通事業の設置等に関する条例及び札幌市水道事業の設置等に関する条例により設置されていた交通事業管理者及び水道事業管理者がその他法令の規定に基づき行った為で、この条例施行の際現に効力を有するものは、この条例施行の日以後においては、企業管理者が行った為とみなす。

附　則（昭和51年条例第35号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

（昭和51年規則第34号で昭和51年4月1日から施行）

附　則（昭和55年条例第32号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

（昭和55年規則第29号で昭和55年4月1日から施行）

附　則（昭和55年条例第40号）

（施行期日）

1　この条例の施行期日は、市長が定める。

（昭和55年規則第54号で昭和55年7月2日から施行）

2～4　省略

5　旧組織条例により設置されていた企業管理者が法その他法令の規定に基づき行った行為で、この条例施行の際現に効力を有するものは、この条例施行の日以後においては、軌道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業に係るものにあっては交通事業管理者が、水道事業に係るものにあっては水道事業管理者がそれぞれ行った行為とみなす。

附　則（昭和59年条例第15号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2～4　省略

札幌市水道事業給水条例

（昭和34年３月23日
条　例　第　13　号）

札幌市水道事業給水条例（昭和24年条例第20号）の全部改正（昭和32年４月条例第17号）
札幌市水道事業給水条例（昭和32年条例第17号）の全部改正（昭和34年３月条例第13号）
改正　昭和35年３月条例第15号　昭和36年２月条例第１号
昭和36年４月条例第19号　昭和37年３月条例第20号
昭和39年３月条例第６号　昭和40年３月条例第10号
昭和41年12月条例第53号　昭和42年２月条例第１号
昭和43年４月条例第11号　昭和43年10月条例第14号
昭和44年３月条例第15号　昭和45年３月条例第９号
昭和46年３月条例第15号　昭和46年12月条例第45号
昭和47年３月条例第17号　昭和49年３月条例第21号
昭和50年６月条例第29号　昭和51年３月条例第36号
昭和55年３月条例第20号　昭和55年６月条例第40号
昭和59年３月条例第15号

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第２条　本市水道事業の給水区域は、札幌市の区域のうち、別表１の地域を除く区域とする。

（用語の意義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　給水装置　需要者に水道を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(2)　給水工事　給水装置の新設、改造、修繕及び撤去に関する工事をいう。

(3)　工 事 費　給水工事に要する費用をいう。

（代理人）

第４条　給水装置の所有者又は工事申込者は、この条例に定める諸手続を直接行うことが困難又は不可能である場合は、市内に居住する者１各を、本人に代ってその諸手続を行う代理人とし

て選定し、その旨の連署の上、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届出なければならない。代理人に変更のある場合も同様とする。

2　管理者は、代理人を不適当と認めるときは、その変更を命ずることができる。

（管理人）

第5条　次の各号の一に該当して給水装置を使用する場合は、当該給水装置の使用者及び所有者（以下「使用者等」という。）の中から管理人1名を選定し、管理者に届出なければならない。

(1)　給水装置を共用する場合

(2)　その他管理者が必要と認める場合

2　管理者は、この条例に定める諸手続を行なわなければならない。

3　管理者は、管理人を不適当と認めるときは、その変更を求めることができる。

（家族等の行為に対する責任）

第6条　使用者等は、雇人又は同居人等の行為についても、この条例に定める責を負うものとする。

第2章　給水工事及び工事費

（給水工事の申込み）

第7条　給水工事（修繕を除く。）をしようとするものは、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

2　前項の申込みについて、管理者は利害関係人の同意書又はこれに代る書類の提出を求めることができる。

（給水工事の施行）

第8条　給水工事の設計及び施行は、市が行なう。ただし、工事申込者は、あらかじめ市の審査に合格した設計に基づき、管理者の指定を受けた水道工事業者に、その工事を請負わせることができる。

2　工事申込者又は管理者の指定を受けた水道工事業者が、自己の工事材料を使用しようとするときは、あらかじめ管理者の行う検査を受け、これに合格したものを使用しなければならない。ただし、管理者が別に定めるものについては、この限りでない。

3　第1項ただし書の規定により、工事申込者側で施行する工事は、竣工後管理者の検査を受けなければならない。ただし、修繕についてはこの限りでない。

4　市が施行する給水工事について、利害関係人その他の者から異議の申出がある場合には、工事申込者の責任とする。

（工事費の負担）

第9条　工事費は、工事申込者の負担とする。

2　前項の規定にかかわらず、公道部分に属する工事で、管理者が必要と認める場合は、市の費用をもつて給水工事を施行することができる。

3　第7条第1項及び本条第1項の規定にかかわらず、非常災害、伝染病の発生、地下水の枯渇等臨時応急の場合で、管理者が必要と認める場合、又は配水管の移転その他の理由により、給水装置に変更を加える必要がある場合は、申込みによらず市の費用をもって給水工事を施行することができる。

（工事費の算出方法）

第10条　前条第1項に規定する工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

(1)　設　計　費

(2)　材　料　費

(3) 労　力　費
(4) 道路復旧費
(5) 諸　経　費

2　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3　前２項に規定する工事費の算出について必要な事項は、管理者が定める。

第11条　削除

（工事費の納入）

第12条　工事費は、管理者が特に認める場合を除き、前納とし、その通知を発した日から20日以内に納入しなければならない。ただし、設計費は、申込みと同時に納入しなければならない。

2　工事費は、工事完了後精算し、過不足のあるときは、これを還付又は追徴する。ただし、この額が還付又は追徴に要する実費に満たないときは、この限りでない。

3　第１項に定める期間内に、工事費を納入しないときは、工事申込者において工事の申込みを取消したものとみなす。

（工事費の分納）

第13条　工事費（撤去に関する工事費を除く。）を一括して納入することのできない者は、管理者の承認を受けて、管理者が別に定めるところにより分納することができる。

（所有者の留保等）

第14条　市が施行した給水工事のうち、市の費用をもつて設置した部分を除き、工事費が完納になるまでは、その給水装置の所有権は市に留保し、その管理は工事申込者の責任とする。

（工事費の原因者負担）

第15条　道路の新設、改良、修繕その他の理由により、道路内にある給水装置を変更する必要がある場合は、市においてこれを施行し、これに要する一切の費用は、その工事を必要とさせた者の負担とする。

第３章　給水

（給水の原則）

第16条　管理者は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限又は停止することはできない。

2　給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつど関係者に周知させる措置をとらなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

3　第１項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあつても、市はその責を負わない。ただし、法令の規定により市がその責を負わなければならない場合は、この限りでない。

（給水の申込み）

第17条　水道の使用を開始しようとする者は、管理者に申込みその承認を受けなければならない。

（メーターの設置等）

第18条　水道メータ（以下「メータ」という。）は、管理者が容易かつ適正に計量できると認める位置に市の費用をもつて給水装置に直結させて設置し、使用者等がこれを保管するものとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、自己の費用をもつてメータを設置させることができる。

（私設消火せんの使用）

第19条　私設消火せんは、消防、消防演習その他管理者が特に許可をした場合のほかは、使用することができない。

2　消防のため私設消火せんを使用したときは、直ちに管理者に届出なければならない。

3　消防演習等のため私設消火せんを解用しようとするときは、その3日前までに管理者に届出て、その許可を受けなければならない。

（届出の義務）

第20条　次の各号の一に該当するときは、使用者等は、直ちに管理者に届出なければならない。

(1)　料金算定の基準となる事項に異動があつたとき

(2)　使用者等に変更を生じたとき

(3)　水道の使用をやめたとき

（管理上の責任）

第21条　使用者等は、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、故障又は水質に異常があると認めるときは、直ちに管理者にその旨を届出て、必要な処置を申込まなければならない。

2　メータの保管の責を負う者は、メータの設置場所にその計量又はこれらの機能を妨害するような物件又は工作物を設置しない等、充分なる注意をもつてこれを管理しなければならない。

3　管理者は、前2項に定める管理等について不適当と認めるときは、当該給水装置の使用者等に対し必要な勧告を行い適当な処置をさせることができる。

4　第2項の保管の責を負う者が、故意又は過失により、その保管に係るメータを亡失又はき損したときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。

（給水装置及び水質の検査）

第22条　管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、使用者等からの検査の申込みがあつたときは、すみやかに検査を行ない、その結果を申込者に通知するものとする。

2　前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収することができる。

第4章　料金、加入金及びその他の費用

（料金の納入）

第23条　使用者は、料金を納入しなければならない。

2　第5条第1項各号に定める使用者等は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第24条　料金は、基本料金及び従量料金の合計額とし、用途及びメータの口径に応じ、別表2のとおりとする。

2　前項の規定にかかわらず、管理者は、家事以外の用に水道を使用する場合（別表2に定める公衆浴場用に使用する場合を除く。）で特に必要があると認めるときは、家事以外の用に使用するものの料金の3倍の範囲内で別に定める額を徴収することができる。

（メータを共用する場合の使用者に対する料金の特例）

第25条　管理者は、屋内に設置された2以上の給水せんを1個のメータに接続して、もつぱら家事の用に使用する者について特に必要があると認められるときは、その者の申請により各使用者に第24条第1項に定める料金のうち家事の用に使用する場合の料金を適用することができる。この場合において、メータの口径が25ミリメートルをこえるものについては、これを25ミリメートルとみなす。

（使用水量の計量）

第26条　使用水量は、4月ごとにメータをもつて計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は隔月に計量することができる。

（使用水量の認定）

第27条　前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、管理者が使用水量を認定す

る。

(1)　メータに異状があつたとき

(2)　その他管理者が必要と認めるとき

2　第25条本文の規定に該当する場合の各使用者の使用水量は均等とみなす。ただし、管理者において特別な事由があると認めるときは、各使用者別に使用水量を認定する。

（使用水量の訂正）

第28条　メータの機能試験の結果、その器差が計量法（昭和26年法律第207号）に定める使用公差の範囲を超過したときは、器差の割合に応じて、前回計量以後の使用水量を訂正する。

2　使用者は、前項の試験に立会うことができる。

3　使用者は、試験に立会わないことを理由にして、試験の結果に対し異議を申述べることはできない。

（料金の算定）

第29条　料金は、メータを計量した日現在の使用水量により、４月ごとに計量するものについては次の各号に定める算定方法に基づき、隔月に算定する。ただし、各月の使用水量は均等とみなす。

(1)　料金を算定する日の属する月分（次号に定める月分を除く。）及びその前月分の料金は、前回の計量による使用水量（前回の計量による使用水量によることが著しく不適当である場合には、当該算定しようとする月分の使用水量に対応する前年の当該月分又はこれに近接する月分の使用水量）を基準として管理者が定める使用水量によって算定する。

(2)　使用水量を計量する日の属する月分及びその前月分の料金は、計量した水量によって算定した４月分の料金から前号の規定により前２月分の料金を差し引いて算定する。

2　前項に定めるもののほか、隔月に計量するものについては計量する日の属する月及びその前月分として、毎月計量をした場合、各月の使用水量は均等とみなす。

3　前２項に定める計量日からつぎの計量日に至るまでの間において、料金算定の基準となる事項を変更した場合の料金は、変更後の基準によって算定する。ただし、第１項第１号の規定により算定する料金については、変更前の基準によって算定する。

4　１個のメータを２以上の用途に使用するものについての料金は、それぞれ用途別に算定した料金のうち、高いものを適用する。ただし、管理者は、特に必要と認めるものについては、用途別に使用水量を認定して料金を算定することができる。

5　月の中途において水道の使用を開始し、又は水道の使用をやめた場合の料金は、使用日数が15日をこえたときは所定の料金として算定し、使用日数が15日までのときは基本料金を２分の１とし、従量料金は所定の料金として算定する。

（申込み及び届出のないときの料金）

第30条　第17条による水道使用の申込みを行わずに水道を使用した場合は、前使用者に引き続き使用したものとみなす。

2　第20条第３号による水道の使用をやめた届出がないとき、水道を使用していない場合であっても、料金を納入しなければならない。

（料金の徴収）

第31条　料金は、隔月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時にこれを徴収することができる。

（料金概算額の前納）

第32条　管理者は、臨時に水道を使用する場合、又は使用者から申出のあったときは、料金概算

額を前納させることができる。

2　前項の規定による前納金は、水道の使用をやめたとき、又は管理者において必要と認めるときに精算し、過不足のあるときは、これを還付又は追徴する。

（徴収後の料金の増減）

第33条　料金徴収後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の料金で精算することができる。

（水道利用加入金）

第33条の2　給水装置の新設工事又は改造工事（メータ）の口径を増す場合に限る。の申込者は、管理者が別に定める場合を除き、次の各号に定める額を水道利用加入金（以下「加入金」という。）として、工事費と同時に納入しなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、別に納入日を定めることができる。

(1)　新設工事　メータの口径に応じ、別表3に掲げる額

(2)　改造工事　改造後のメータの口径に対応する前号に定める額と改造前のメータの口径に対応する前号に定める額との差額

2　前項の場合において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により市街化調整区域と定められた区域内は管理者が別に定める超高区配水区域内においての給水装置の新設工事若しくは改造工事の申込者は、それぞれ前項各号に定める加入金の額にそれぞれ同項各号に定める加入金の額の範囲内で管理者が別に定める加算加入金の額を合算した額を納入しなければならない。

3　第13条の規定は、加入金の分納について準用する。

（検査費）

第34条　第8条及び第3項の規定に基づく検査を受ける者は、管理者が別に定める検査費を納入しなければならない。

（料金等の減免）

第35条　管理者は、公益上その他特別の事由があるものについては、料金、加入金その他の費用を減免することができる。

第5章　管理

（給水装置の検査）

第36条　管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者に対し適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第37条　管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に基き、管理者が定める基準に適合していないと認めるときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質がこの基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することができる。

（給水装置の切離し）

第38条　管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離す（工事費未納の給水装置にあっては、給水装置を撤去。以下本条において同じ。）ことができる。

(1)　給水装置所有者が、30日以上所在不明でかつ給水装置の使用がないとき。

(2)　給水装置が、使用中止の状態にあって将来使用見込みがないと認めるとき

(3)　第7条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設又は改造したとき

2　前項第１号及び第２号にあっては、所有者にその旨通知し、通知を発した日から30日を経過したときでなければ、これを切離すことができない。この場合所有者の所在が不明等の理由により、通知できないときは、公示をもって通知に代えることができる。

3　第１項の規定による切離しに要した費用は、所有者の負担とする。ただし、管理者において特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（給水の停止）

第39条　管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)　第９条第１項の工事費、第23条の料金又は第33条の２の加入金を指定期間に納入しないとき

(2)　水道の使用者が正当な理由なくて第26条の使用水量の計量又は第36条の検査を拒み又は妨げたとき

(3)　給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき

(4)　第21条第３項の勧告を発しても、なおこれを改めないとき

2　前項の規定により給水を停止しようとするときは、あらかじめ通知をし、通知した日から５日を経過したときでなければ、これをすることができない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。

（過料）

第40条　市長は、次の各号の一に該当する者に対し、１万円以下の過料を科することができる。

(1)　第７条第１項の承認を受けないで給水装置を撤去した者

(2)　正当な理由がなくて第39条の給水の停止を拒み又は妨げた者

(3)　第21条第１項及び第２項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4)　第23条の料金を免れようとして、詐欺その他不正な行為をした者

(5)　第19条第１項の消防又は消防演習その他管理者が許可したもの以外に私設消火せんを使用した者

2　市長は、詐欺その他不正の行為によつて第23条の料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第６章　補則

（委任規定）

第41条　この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附　　則

この条例は、昭和34年４月１日から施行する。

附　則（昭和43年条例第11号）

改正　昭和47年３月条例第17号、昭和51年条例第36号、昭和55年３月条例20号、昭和59年３月条例第15号

（施行期日）

1　この条例は、昭和43年４月１日から施行する。

（定山渓水道の温泉利用の浴場に関する経過措置）

2　第24条の規定にかかわらず、この条例による改正前の条例別表３中定山渓水道の浴場用の料金を適用されていた温泉利用の浴場についての基本料金は、別表２に定める基本料金を適用し、従量料金は、次の各号により算定する。

(1) 昭和43年度及び昭和44年度においては、従量水量1,000立方メートルまでは1立方メートルにつき30円、1,000立方メートルをこえ2,000立方メートルまでは1立方メートルにつき25円、2,000立方メートルをこえる1立方メートルについては20円とする。

(2) 昭和45年度及び昭和46年度においては、従量水量2,000立方メートルまでは1立方メートルにつき30円、2,000立方メートルをこえる1立方メートルにつき25円とする。

(3) 昭和47年度以降においては、別表2に定める従量料金を適用する。

3 削除

(料金の適用に関する経過措置)

4 第24条及び附則第2項に定める料金は、昭和43年5月分の料金から適用し、昭和43年4月分の料金については、第24条及び附則第2項に定める料金とこの条例による改正前の料金を比較して低額な料金を適用する。

(真駒内団地区域における経過措置)

5 この条例施行の際、北海道真駒内団地水道事業給水条例(昭和34年北海道条例第69号)の適用を受けていた水道使用者又は給水工事申込者について、北海道真駒内団地水道事業給水条例の規定によりなされた処分その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和45年条例第9号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和45年4月1日)

附 則(昭和46年条例第15号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第45号)

1 この条例は、昭和47年4月1日(以下(施行日」という。)から施行する。〔以下ただし書省略〕

2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改正規定にかかわらず、その改正規定中施行日における町名と異なる町名で表示されている、その異なる町名は、施行日から地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告の日(以下「変更日」という。)までは、変更日前の町名で表示されたものとみなす。

3～6 省略

附 則(昭和47年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年4月分の料金から適用する。

(料金の適用に関する経過措置)

2 昭和47年4月分の従量料金は、4月15日以前の計量にかかわるものについてはこの条例による改正前の料金を適用して算定し、4月16日以降の計量にかかわるものについては管理者が定める方法により、この条例による改正後の料金及びこの条例による改正前の料金をそれぞれ適用して算定する。

(札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例(昭和43年条例第11号)の一部改正〔省略〕

附 則(昭和49年条例第21号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第29号)抄

1　この条例は、昭和50年７月１日から施行する。

附　則（昭和51年条例第36号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和51年４月１日から施行する。ただし、第33条の次に１条を加える規定は、昭和51年４月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金の適用に関する経過措置）

2　この条例による改正後の札幌市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第29条の規定に基づき算定された料金のうち昭和51年４月分の従量料金については、改正後の条例別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（加入金の適用に関する経過措置）

3　改正後の条例第33条の２の規定は、施行日以後に給水装置の工事（以下「工事」という。）の申込みをするものから適用する。

4　前項の規定にかかわらず、施行日前の工事の申込みをしたもののうち、施行日以後に設計変更（メータの口径を増す場合に限る。）をするものについては、改正後の条例第33条の２に定める改造工事とみなし、同条の規定を適用する。この場合、同条第２号の額の算定その他必要な事項については、管理者が別に定める。

（札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正）

5　札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第11号）の一部改正〔省略〕

附　則（昭和55年条例第20号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和55年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、市長が別に定める日から施行する。

（昭和55年規則第30号で昭和55年４月１日から施行）

（料金の適用に関する措置）

2　この条例による改正後の札幌市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第29条の規定に基づき算定された料金のうち、昭和55年４月分の従量料金については、改正後の条例別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（加入金の適用に関する経過措置）

3　改正後の条例第33条の２の規定は、昭和55年５月１日（以下「適用日」という。）以後の給水装置の工事（以下「工事」という。）の申込みをするものから適用する。

4　前項の規定にかかわらず、適用日前に工事の申込みをした者が適用日以後に設計変更（メータの口径を増す場合に限る。）をする場合の当該工事に係る加入金の額は、改正後の条例の規定により算出した加入金の額の範囲内で管理者が別に定める。

（札幌市水道事業給水条例の一部を改正する各例の一部改正）

5　札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例（昭和43年条例第11号）の一部改正〔省略〕

附　則（昭和55年条例第40号）抄

（施行期日）

1　この条例の施行期日は、市長が定める。

（昭和55年規則第54号で昭和55年７月２日から施行）

附　則（昭和59年条例第15号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和59年４月１日から施行する。

（料金の適用に関する経過措置）

2　この条例第１条による改正後の札幌市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条の規定は、昭和59年５月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

（加入金の適用に関する経過措置）

3　改正後の条例第33条の２の規定は、昭和59年５月１日（以下「適用日」という。）以後に給水装置の工事（以下「工事」という。）の申込みをするものから適用し、同日前に工事の申込みをしたものについては、なお従前の例による。

4　前項の規定にかかわらず、適用日前に工事の申込みをした者が適用日以後に設計変更（メータの口径を増す場合に限る。）をする場合の当該工事に係る加入金の額は、改正後の条例の規定により算出した加入金の額の範囲内で管理者が別に定める。

5　省略

別表１（第２条関係）給水区域外地域

区　名	地　　域
中央区	円山，円山西町及び盤渓のそれぞれの全部地域 円山西町４丁目から５丁目まで，双子山４丁目，界川３丁目から４丁目まで，旭ヶ丘５丁目，伏見３丁目・５丁目，宮の森１条18丁目及び宮の森のそれぞれの一部地域
北　区	篠路町福移の全部地域 新川，新琴似町，屯田町，篠路町篠路，篠路町上篠路，篠路町拓北及び茨戸のそれぞれの一部地域
東　区	丘珠町，東苗穂町，東雁来町及び中沼町のそれぞれの一部地域
白石区	米里，東米里，北郷，川北，川下，厚別町山本，厚別町下野幌及び厚別町小野幌のそれぞれの一部地域
豊平区	羊ヶ丘及び有明のそれぞれの全部地域 西岡，清田，真栄及び里塚のそれぞれの一部地域
南　区	藻岩下，藻岩山，砥石山，滝野，澄川砥山，豊滝及び小金湯のそれぞれの全部地域 川沿町，北ノ沢，中ノ沢，南沢，白川，硬石山，真駒内，石山，常盤，藤野，簾舞及び定山渓のそれぞれの一部地域
西　区	小別沢，手稲福井及び手稲平和のそれぞれの全部地域 山の手，手稲福井及び手稲西野，手稲本町，手稲富丘，手稲金山，手稲星置，手稲稲穂，手稲山口及び手稲前田のそれぞれの一部地域

別表２（第24条関係）水道料金

<table>
<tr><td colspan="2">料金
用途及び
メーターの口径</td><td>基本料金
（1月につき）</td><td colspan="7">従量料金（1月につき）</td></tr>
<tr><td colspan="2">家事の用に使用するもの</td><td>900円</td><td>使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの1立方メートルにつき 115円</td><td>使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの1立方メートルにつき 130円</td><td>使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの1立方メートルにつき 150円</td><td rowspan="2">使用水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの1立方メートルにつき 185円</td><td rowspan="2">使用水量500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの1立方メートルにつき 205円</td><td rowspan="9">使用水量1,000立方メートルを超える1立方メートルにつき 235円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">家事以外の用に使用するもの（公衆浴場用を除く。）</td><td>20ミリメートル以下</td><td>1,450円</td><td colspan="2" rowspan="2">使用水量10立方メートルを超え30立方メートルまでの1立方メートルにつき 155円</td><td rowspan="2">使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの1立方メートルにつき 170円</td></tr>
<tr><td>25ミリメートル</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>40ミリメートル</td><td>11,000円</td><td colspan="3">使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの1立方メートルにつき 185円</td><td>使用水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの1立方メートルにつき 200円</td><td>使用水量500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの1立方メートルにつき 215円</td></tr>
<tr><td>50ミリメートル</td><td>28,000円</td><td colspan="5">使用水量100立方メートルを超え500立方メートルまでの1立方メートルにつき 200円</td></tr>
<tr><td>75ミリメートル</td><td>122,000円</td><td colspan="7" rowspan="2">使用水量500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの1立方メートルにつき 215円</td></tr>
<tr><td>100ミリメートル</td><td>136,000円</td></tr>
<tr><td>150ミリメートル</td><td>285,000円</td><td colspan="7" rowspan="2">使用水量1,000立方メートルを超える1立方メートルにつき 235円</td></tr>
<tr><td>200ミリメートル</td><td>322,000円</td></tr>
<tr><td>200ミリメートルを超えるもの</td><td colspan="8">管理者が別に定める額</td></tr>
<tr><td colspan="2">公衆浴場用</td><td>900円</td><td colspan="7">使用水量10立方メートルを超える1立方メートルにつき 90円</td></tr>
</table>

備考　1　家事の用に使用するものとは，メータの口径が25ミリメートル以下のもので，かつ，専ら家事の用に使用するものをいう。
2　公衆浴場用とは，公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき，入浴料金価格について統制を受ける公衆浴場営業の用に使用するものをいう。
3　従量料金の算出基礎となる最低使用水量以下の使用水量に係る従量料金は，無料となる。

別表３（第33条の２関係）水道利用加入金

メータの口径	加入金の額
13ミリメートル	53,000円
20ミリメートル	150,000円
25ミリメートル	275,000円
40ミリメートル	860,000円
50ミリメートル	1,550,000円
75ミリメートル	4,300,000円
100ミリメートル	8,600,000円
150ミリメートル	24,000,000円
200ミリメートル以上のもの	管理者が別に定める額

札幌市水道事業給水条例施行規程

（昭和42年1月1日
水道局規程第15号）

改正　昭和42年3月（水）規程第34号　昭和43年4月（水）規程第2号
昭和44年3月（水）規程第2号　昭和46年4月（水）規程第9号
昭和47年3月（水）規程第2号　昭和47年4月（水）規程第4号
昭和49年4月（水）規程第3号　昭和50年2月（水）規程第1号
昭和50年7月（水）規程第10号　昭和51年3月（水）規程第4号
昭和53年3月（水）規程第2号　昭和55年3月（水）規程第2号
昭和55年6月（水）規程第8号　昭和58年12月（水）規程第10号
昭和59年3月（水）規程第2号

（目的）

第1条　札幌市水道事業給水条例（昭和34年条例第13号。以下「条例」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（給水用途外の使用制限）

第2条　使用者は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届出た給水の用途以外の用途に、水道を使用してはならない。ただし、家事以外の用（公衆浴場用を除く。）に使用するものとして届出たものを家事の用に使用する場合は、この限りでない。

（管理人の届出）

第3条　条例第5条第1項の規定により管理人を選定したときは、関係者は連署をもって届出なければならない。管理人に変更のある場合も同様とする。

（同意書等の提出）

第4条　管理者は、条例第7条第2項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、利害関係人の同意書又はこれに代る書類の提出を求めるものとする。

(1)　他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合

(2)　他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合

（給水工事の変更及び取消し）

第5条　工事申込者が工事を変更又は取消しをしようとするときは、直ちに管理者に申込まなければならない。

（給水装置の構造及び材質）

第6条　給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に定める基準に基づき、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　配水管への取付口の位置は、給水装置相互間の水の流量に悪影響を及ぼさないよう既設装置により30センチメートル以上離れていること

(2)　配水管への取付口における給水管の口径は、配水管の水圧が動水圧の場合でも使用水量が管末で充分給水可能であって、家事の用に使用する場合については、1人1日当り180リットル以上及び1せん当りの流量毎分12リットル以上を給水し得るものであり、その他の場合においては、人員、用具、使用状態及び建物の面積等に適応するものであること。この場合、一時に多量の水を使用する箇所又は管理者が管理上必要と認める箇所において、受水槽を設

けこれに給水管を接続した場合にあっては、これに適応するものであること

(3) 吸引による水道水の汚染又は水道水の使用に障害を及ぼすことのないよう、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるパイプに直接連結させないこと

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対し充分な耐力を有し、かつ溶解等により水が汚染されず、不浸透質であり、継目等から水が漏れ又は汚水が吸引されるおそれのないものであること

(5) 凍結防止のため、不凍給水せん又は水抜せん等を使用するとともに、給水管の布設等について防寒上必要な処置がほどこされていること

(6) 軌道下その他電しょく又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管を防護する処置がほどこされていること

(7) 酸、アルカリ等によって浸されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防しょくその他の必要な処置がほどこされていること

(8) 本市水道事業の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある設備と直接連結されていないこと

(9) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、チヤツキバルブ等によって水の逆流を防止する装置がほどこされていること

(10) 水洗便器に給水する給水装置にあっては、当該給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な装置がほどこされていること

2　給水装置に直結する給水器具は、次の各号に適合するもので、管理者の承認を得たものでなければならない。

(1) 17.5キログラム・平方センチメートルの試験水圧に耐えること

(2) 水に接する部分の材料は、水質に悪影響を与えないものであること

(3) 器具内よりの逆流を防止する装置を取付けてあること

(4) 水撃作用の発生しにくい構造であること

3　条例第８条第２項ただし書に規定する管理者が別に定めるものとは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定による日本工業規格に該当するものであることを示す表示のあるもの又はこれと同等以上と認めるもので、かつ、それぞれその品目及び規格について管理者が指定するものをいう。

（給水装置の位置の決定）

第７条　給水装置の位置は、工事申込者が指定する。ただし、管理者は、その位置が給水管理上不適当と認めるときは、工事申込者の同意を得て変更することができる。

（給水工事の補修）

第８条　条例第８条第１項本文の規定により、市が施行した給水装置で、工事完了の日から１年（地下埋設部分にあっては２年）以内に市の工事の欠陥又は不備を発見したときは、市の費用をもってこれを補修する。

（工事費の負担）

第９条　条例第９条第２項に規定する管理者が必要と認める場合とは、当該公道部分に配水管の補助的な役割を持つ給水管の部分を布設することが適当と認められる場合をいう。

（工事費の算出方法等）

第10条　条例第10条第１項に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 設計費は、給水装置の新設工事及び改造工事に関する受付け、調査及び設計書の作成に要する実費とし、その額は管理者が別に定める。

(2) 材料費及び労力費は、管理者が別に定める代価表により算出する。ただし、これにより難

い場合、材料費は、その工事に使用する材料の数量に管理者が別に定める材料単価額を乗じて算出し、労力費は、管理者が別に定める市企業職員の給与及び土工の賃金と標準歩掛と乗じて算出するものとする。

(3) 道路復旧費は、道路管理者が別に定めるところによる。

(4) 諸経費は、材料費、労力費及び道路復旧費等の合計額に、管理者が別に定める割合を乗じて算出する。

2　管理者の指定を受けた水道工事業者が給水工事を施行する場合は、設計審査等に要する費用として管理者が別に定める額を納入しなければならない。

（工事費の精算）

第11条　条例第12条第２項ただし書に規定する還付又は追徴に要する実費に満たないときとは、前納した額と精算額との差額が100円以下の場合をいう。

（納入金の分納）

第12条　条例第33条の２第３項において準用する条例第13条の規定により管理者が加入金の分納を承認する場合は、工事申込者が既設の家屋で自ら家事の用に使用するために給水装置の新設工事を行う場合に限るものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2　条例第13条（条例第33条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により分納する場合の分納の申請は分納願（様式９）によるものとし、分納の方法は別表１に定めるところによる。

3　前項の規定により分納する場合は、保証人として市内に居住する者１名を選定し、連署のうえ分納証書（様式10）により管理者に届出なければならない。ただし、管理者においてその必要がないと認める場合はこの限りでない。

4　第２項の規定により分納することを承認された工事費等又は加入金（以下「納入金」という。）は、第１回分を通知の日から20日以内に、第２回以後の分は納入通知書により毎月指定する期日までに納入しなければならない。この場合において、精算した納入金の総額に過不足があるときは、第２回以後の分でこれを増減する。

5　前項の納入金を完納する前の給水装置について撤去を申し込むとき又は工事申込者に異動がある場合でその給水装置が引き継がれるときは、未納の納入金を即納しなければならない。ただし、工事申込者に異動がある場合において、その給水装置を引き継ぐ者が未納の納入を継承する旨を届出た場合は、この限りでない。

（標準の場合）

第13条　給水を受ける家屋には、様式第11号の標識を掲げるものとする。

（私設消火せん）

第14条　私設消火せんは、条例第19条第１項の規定により使用する場合のほか管理者が封かんするものとする。

2　条例第19条第１項の規定により消防演習その他管理者の許可を得て私設消火せんを利用する場合は、本市水道係員の立会いのもとに行なわれなければならない。

（認定による料金の算定）

第15条　条例第20条第１項の規定による届出をしないときは、管理者は、そのつど料金算定の基準となる事項を確認して料金を算定する。

（臨時に水道を使用する場合の料金）

第16条　条例第24条第２項に規定する家事以外の用に水道を使用する場合で特に必要があると認

めるときとは、工事その他で臨時の用に使用する場合をいう。

2　前項の規定に該当するものの基本料金は、メータの口径に応じ１月につき条例別表２に定める家事以外の用に使用するものの基本料金の３倍とし、従量料金は、使用水量１方立メートルにつき400円とする。ただし、条例別表２の家事以外の用に使用するものの当該メータの口径に対応する従量料金の算出基礎となる最低使用水量以下の使用水量に係る従量料金は、無料とする。

（使用水量の認定等）

第17条　条例第27条第１項第２号に規定するその他管理者が必要と認めるときとは、次の各号の一に該当するときをいう。

(1)　積雪又は障害物等によりメータの計量が著しく困難なとき

(2)　漏水の発生又は使用状況の著しい変動等により、使用水量の算定が困難なとき

2　条例第27条第１項第１号及び前項の規定に該当するものの使用水量は、次の各号の一に定める水量により認定する。

(1)　認定しようとする月分に対応する前年の当該月分又はこれに近接する月分の計量による使用水量

(2)　前回の計量による使用水量に市内における使用実績の季節的変動を考慮して管理者が定める率（以下「季節的変化率」という。）を乗じて得た水量

(3)　前回計量日以後における計量による使用水量の日割計算によって得た水量

(4)　前各号以外の使用実績又は水道の使用状況等を考慮して管理者が定める水量

3　条例第29条第１項第１号に規定する管理者が定める使用水量は、次の各号の一に定める水量とする。

(1)　前回の計量による使用水量に４分の２を乗じて得た水量

(2)　前号の水量に季節的変化率を乗じて得た水量

(3)　算定しようとする月分に対応する前年の当該月分又はこれに近接する月分の使用水量

（料金の徴収方法）

第18条　料金及び納入金は、納入通知書によって徴収する。ただし、管理者において特に必要があると認めるときは、集金の方法により徴収する。

2　前項の規定にかかわらず、使用者は、料金にあっては口座振替の方法により納入することができる。

（加入金に関する特例）

第19条　条例第33条の２第１項に規定する管理者が別に定める場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1)　工事その他で臨時の用に使用するため、給水装置の新設工事（以下「新設工事」という。）を申込む場合

(2)　給水装置の撤去工事しゅん功後３月以内（管理者が正当な理由があると認めたときは、３月をこえる場合を含む。以下「３月以内」とあるのは同じ。）に当該撤去工事の申込みをした者が新設工事を申込む場合（新設するメータの口径が撤去したメータの口径をこえる場合を除く。）

(3)　私設消火せんのみを設置する場合で、メータを設置しないことについて管理者が特に承認した場合

2　条例第33条の２第２項に規定する管理者が別に定める超高区配水路水区域とは、配水ポンプを３段以上使用して配水する区域をいう。

3　条例第33条の2第2項に規定する加算加入金の額は、別表2のとおりとする。

（新設工事に撤去工事が関連する場合の加入金）

第20条　前条第1項第2号ただし書の規定に該当する場合の新設工事の申込書は、新設するメータの口径に対応する加入金の額と撤去したメータの口径に対応する加入金の額との差額を納入しなければならない。

（設計変更によりメータの口径を増す場会の加入金）

第21条　給水装置の工事（以下「工事」という。）の申込みをした後設計変更によりメータの口径を増す場合は、設計変更後のメータの口径に対応する加入金と設計変更前のメータの口径に対応する加入金の額との差額を納入しなければならない。

（加入金の還付）

第22条　既納の加入金は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める額を還付するものとする。

(1)　工事の申込みを取り消した場合は、既納の加入金の全額

(2)　工事の申込みをした後設計変更によりメータの口径を減じる場合は、既納の加入金の額から設計変更後のメータの口径に対応する加入金の額を控除した額

(3)　新設工事しゆん功後3月以内に当該新設工事の申込みをした者の所有に係る他の給水装置の撤去工事がしゆん功した場合は、撤去したメータの口径に対応する加入金の額。ただし、撤去したメータの口径に対応する加入金の額が既納の加入金の額をこえるときは、既納の加入金の額を限度とする。

（メータ口径のみなし指定）

第23条　第19条第1項第2号、第20条及び前条第3号の場合において、撤去したメータの口径が16ミリメートルであるときは、これを20ミリメートルとみなす。

（実費の徴収）

第24条　次の各号に掲げる場合にあっては、その実費を徴収する。

(1)　給水工事の設計を委託された場合

(2)　条例第19条第1項の規定により私設消火せんを使用する場合

(3)　給水装置に直結する給水器具の審査を行つた場合

（徴収吏員の証票）

第25条　本市水道係員は、条例第31条の規定により料金を徴収する場合は、管理者の発行する徴収員身分証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（検査員身分証明書）

第26条　本市水道係員は、条例第36条の規定により給水装置を検査する場合は管理者の発行する検査員身分証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（届書等の様式）

第27条　次の各号に掲げる届書等の様式は、当該各号に定めるところによる。ただし、当該各号に定める様式によりがたいときは、その様式に準じた別の様式を用いることができる。

(1)　給水装置所有（保管）者代理人選達（変更）届（条例第4条第1項の規定によるもの）　様式1

(2)　給水装置管理人選定（変更）届（条例第5条第1項の規定によるもの）　様式2

(3)　給水装置 新設・改造・撤去・地下埋設 工事申込書（条例第7条第1項の規定によるもの）　様式3

(4)　水道使用開廃始止届（条例第17条及び第20条第３号の規定によるもの）　様式４
(5)　給水使用用途変更届（条例第20条第１号の規定によるもの）　様式５
(6)　水道使用者変更届（条例第20条第２号の規定によるもの）　様式６
(7)　給水装置所有（保管）者変更届（条例第20条第２号の規定によるもの）　様式７
(8)　料金特例扱い適用申請書（条例第25条の規定によるもの）　様式８
(9)　分納額（第12条第２項の規定によるもの）　様式９
(10)　分納証書（第12条第３項の規定によるもの）　様式10
(11)　水道使用標識（第13条の規定によるもの）　様式11
(12)　水道料金徴収員証（第25条の規定によるもの）　様式12
(13)　検査員身分証明書（第26条の規定によるもの）　様式13

附　則

1　この規程は、昭和42年１月１日から施行する。

2　この規定施行の際、現に札幌市水道事業給水条例施行規則（昭和34年規則第26号）の規定によりなされた処分、その他の手続はそれぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3　札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例（昭和47年条例第17号。以下「一部改正条例」という。）附則第２項の規定に定める従量料金の適用区分は、次のとおりとし、４月ごとに計量するものにあつては、隔月に計量するものの例に準じて一部改正条例による改正後の料金（以下「新料金」という。）及び一部改正条例による改正前の料金（以下「旧料金」という。）を適用するものとする。

(1)　４月16日から４月30日までの計量に係るものについては、次の区分により算出された水量について新料金を適用し、その余の従量水量については旧料金を適用する。

ア　毎月計量するものにあつては従量水量の２分の１

イ　隔月に計量するものにあつては従量水量の４分の１

(2)　５月１日から５月15日までの計量に係るものについては、次の区分により算出された水量について新料金を適用し、その余の従量水量については旧料金を適用する。

ア　毎月計量するものにあつては全従量水量

イ　隔月に計量するものにあつては従量水量の４分の２

(3)　５月16日から５月31日までの計量に係るもののうち、隔月に計量するものにあつては従量水量の４分の３について新料金を適用し、その余の従量水量については旧料金を適用する。

(4)　６月１日以降の計量に係るものについては、全従量水量について新料金を適用する。

附　則（昭和41年（水）規程第34号）

この規程は、昭和42年３月１日から施行する。

附　則（昭和43年（水）規程第２号）

この規程は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則（昭和44年（水）規程第２号）

この規程は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則（昭和46年（水）規程第９号）

この規程は、分布の日から施行し、昭和46年４月１日から適用する。

附　則（昭和47年（水）規程第２号）

この規程は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則（昭和47年（水）規程第４号）

この規程は、分布の日から施行し、昭和47年４月１日から適用する。

附　則（昭和49年（水）規程第３号）

この規程は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則（昭和50年（水）規程第１号）

この規程は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和50年（水）規程第10号）

1　この規程は、昭和50年７月１日から施行する。

2～30　省略

附　則（昭和51年（水）規程第４号）

（施行期日）

1　この規程は、昭和51年４月１日から施行する。ただし、第17条の次に５条を加える規定は、昭和51年４月15日から施行する。

2～4　省略

附　則（昭和53年（水）規程第２号）

（施行期日）

1　この規程は、昭和53年４月１日から施行する。

2　この規程による改正後の札幌市水道事業給水条例施行規程第13条の規定は、昭和53年４月１日以後の申込みに係る給水工事について適用し、同日前に申込みのなされた給水工事については、なお従前の例による。

附　則（昭和53年（水）規程第２号）

（施行期日）

1　この規程は、昭和55年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の札幌市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第11条中加入金に係る部分並びに第19条第２項及び第３項の規定は、昭和53年５月１日以後に給水装置の工事申込みをするものから適用する。

3　札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例（昭和55年条例第20号。以下「改正条例」という。）附則第４項に規定する管理者が別に定める額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。この場合において、改正条人附則第３項に規定する適用日前に納入した加入金は、当該合算額の内払いとみなす。

(1)　設計変更前のメータ口径に対応する加入金を改正条例による改正義の札幌市水道事業給水条例（以下「改正前の条例」という。）第33条の２の規定により算出した額

(2)　設計変更前のメータ口径に対応する加入金を改正条例による改正後の札幌市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第33条の２の規定により算出した額と諸計変更後のメータ口径に対応する加入金を改正後の条例第33条の２の規定により算出した額の差額

4　この規程施行の際現に改正前の条例の規定により工事費等の分納について管理者の承認を受けている者の分納方法は、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和55年（水）規程第８号）

（施行期日）

1　この規程は、昭和55年７月２日から施行する。

（経過措置）

2　この規程施行の際、第26条、第27条及び28条の規定による改正前の各規程の規定により作成されている様式については、この規程による改正後の各規程の規定により作成されたものとし、

なお当分の間、使用することができるものとする。

附　則（昭和58年（水）規程第10号）

1　この規程は、公布の日から施行する。

2　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規程による改正前のこの規程による改正に係る規程の規定に基づき作成された履歴書又は交付した身分証明書及び承認書は、施行日以後においては、この規程による改正後のこの規程による改正に係る規程の規定に基づき作成された履歴書又は交付した身分証明書及び承認書とみなす。

3　この規程施行の際、この規程による改正前のこの規程による改正に係る規程の規定に基づき作成した様式の用紙で現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附　則（昭和59年（水）規程第２号）

（施行期日）

1　この規程は、昭和59年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の札幌市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）別表２の規定は、昭和59年５月１日以後に給水装置の工事（以下「工事」という。）の申込みをするものから適用し、同日前に工事の申込みをしたものについては、なお従前の例による。

3　札幌市水道事業給水条例の一部を改正する条例（昭和59年条例第15号。以下「改正条例」という。）附則第４項に規定する管理者が別に定める額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。この場合において、改正条例附則第３項に規定する適用日前に納入した加入金は、当該合算額の内払いとみなす。

(1)　設計変更前のメータ口径に対応する加入金を改正条例による改正前の札幌市水道事業給水条例（以下「改正前の条例」という。）第33条の２及び別表３の規定により算出した額

(2)　設計変更前のメータ口径に対応する加入金を改正条例による改正後の札幌市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第33条の２及び別表３の規定により算出した額と設計変更後のメータ口径に対応する加入金を改正後の条例第33条の２及び別表３の規定により算出した額の差額

4　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規程による改正前の札幌市水道事業給水条例施行規程の規定に基づき申請を受けた分納願又は届出を受けた分納証書は、施行日以後においては、改正後の規程の規定に基づく分納願又は分納証書とみなす。

別表1 （第11条関係）工事費及び加入金の分納方法

	第1回の納入額	第2回以後の毎回の納入額		
工事費	工事費を分納月数で除した額に端数を加算した額以上	未納の工事費を残存の分納月数で除した額に次の割合を乗じた額	2月以上6月以内の場合	1.02
			7月以上12月以内の場合	1.04
			13月以上24月以内の場合	1.08
			25月以上36月以内の場合	1.12
			37月以上48月以内の場合	1.16
			49月以上60月以内の場合	1.20

	第1回の加入金の納入金	第2回以後の毎回の加入金の納入額	第1回の加入金の納入と同時に納入する分納費用		
加入金等	加入金を分納月数で除した額に端数を加算した額以上	未納の加入金を1月以上59月以内の分納月数で除した額	分納月数に応じ未納の加入金に次の割合を乗じた額	2月以上6月以内の場合	0.02
				7月以上12月以内の場合	0.04
				13月以上24月以内の場合	0.08
				25月以上36月以内の場合	0.12
				37月以上48月以内の場合	0.16
				49月以上60月以内の場合	0.20

別表2 （第19条関係）加算加入金

工事の種別	メータの口径	超高区配水区域内の加算加入金額	市街化調整区域内の加算加入金額
新設工事	13ミリメートル	53,000円	53,000円
	20ミリメートル	150,000円	150,000円
	25ミリメートル	275,000円	275,000円
	25ミリメートルを超えるもの	条例別表3に定める加入金の額の範囲内で管理者が別に定める額	
改造工事	改造前のメータ口径に対応する新設工事の場合に定める額と改造後のメータ口径に対する新設工事の場合に定める額との差額		

様式1

月　　日から電話にて届出受理者印

営業所長	料金係長	料金係	調定番号				給水の口径	給水の用途	世帯人員
			地区	街区	使用量	枝番			

給水装置所有（保管）者代理人選定（変更）届

年　　月　　日

札幌市水道事業管理者 水道局長　殿

給水装置所有（保管）者

住　所

氏　名　　㊞

札幌市水道事業給水条例第4条の規定により、下記の者を代理人に選定（変更）したのでお届けします。

新代理人　住　所

フリガナ
氏　名　　㊞

前代理人　住　所

氏　名　　㊞

給水装置設置場所	
水せん番号	第　　号

様式2（表面）

月　月　　日から電話にて届出受理者印

営業所長	料金係長	料金係	調定番号				給水の口径	給水の用途	世帯人員
			地区	街区	使用者	枝番			

給水装置管理人選定（変更）届

年　　月　　日

札幌市水道事業管理者 水道局長　殿

新管理人　住　所

フリガナ
氏　名　　㊞

前管理人　住　所

氏　名　　㊞

札幌市水道事業給水条例第5条の規定により、裏面記載世帯の管理人に選定（変更）されましたので、お届けします。

給水装置設置場所			
世帯数	世帯	世帯人員	人

給水装置管理人選定（変更）届の関係条例の抜すい

（管理人）

第5条　次の各号の一に該当して給水装置を使用する場合は，当該給水装置の使用者及び所有者（以下「使用者等」という。）の中から管理人1名を選定し，管理者に届出なければならない。

(1)　給水装置を共用する場合

(2)　その他管理者が必要と認める場合

2　管理人は，この条例に定める諸手続を行なわなければならない。

3　管理者は，管理人を不適当と認めるときは，その変更を求めることができる。

（届出の義務）

第20条　次の各号の一に該当するときは，使用者等は，直ちに管理者に届出なければならない。

(1)　料金算定の基準となる事項に異動があったとき

(2)　使用者等に変更を生じたとき

(3)　水道の使用をやめたとき

（料金の納入）

第23条　使用者は，料金を納入しなければならない。

2　第5条第1項各号に定める使用者等は，料金の納入について連帯責任を負うものとする。

様式2（裏面）

給　水　世　帯

氏　名	印	氏　名	印	氏　名	印

札幌市水道事業給水条例第5条の規定により表記管理人を選定（変更）しましたので，連署の上お届けします。

様式３（表面）

給水装置 新設／改造／撤去／地下埋設 工事申込書

年　　月　　日

札幌市水道事業管理者 水道局長　殿

下記のとおり給水工事の施行を申込みます。

	住　　所	氏　　名
工事申込者		㊞
申込者の代理人		㊞
装置場所		

受付月日：		設計月日：		納金月日：	
道路許可月日：		工事係送付月日：		竣工月日：	
	工事費	固定資産売却代	設計者	工事取消月日	請負番号
予定額					No.
備考					
設計費調定番号		設計費予定額		工事施行者	

注意・給水工事の施行にあたり利害関係人の同意を要する場合は，その利害関係人の承諾書を提出して下さい。

・後日，利害関係人その他から異議の申し立があった場合は工事申込者の責任とし，当局はその責任を負いません。

・自己の所有する土地家屋の場合は，裏面に記名捺印して下さい。

・申込者が市外に居住している場合は，工事費の納入通知等に必要がありますので，市内に居住している方をその代理人と定め記名捺印を願います。

様式３（裏面）

札幌市水道事業管理者 水道局長　殿

工事申込者　住　所
　　氏　名　　㊞

給水装置工事を施行する土地および家屋は，私（申込者）所有のものであります。

様式4

水道使用開始・廃止届

班長	検針	検査

札幌市水道事業管理者
水道局長　　殿

業者提出年月日　　年　月　日
施工業者名
給水装置所有者
住所　　氏名　　TEL　　㊞

使用開始予定年月日　　年　月　日
使用廃止年月日　　年　月　日

料金係受理年月日
昭和　年　月　日

データ	調定番号 地区	街区	使用者	枝番	SUE	処理	M	基	調定 年度	月別	基準 年度	月別
1	2 3 4	5 6	7 8 9	10 11 12	13	14	15	16	18 19	20 21	22 23	24 25

開閉栓の有無		基礎指針	最終指針
開栓済	閉栓済	m³	m³
公共下水道使用の有無			
有	無		

給水装置場所
札幌市　　区

字名	条	丁目	番地	子番地	室番
61 62 63	64 65	66 67	68 69 70 71 72	73 74 75 76 77	78 79 80 81 82

水栓番号	取付 年	月	日	有効 年	月
26 27 28 29 30 31	32 33	34 35		38 39	40 41

記号	メータ番号	副管	装置	受水槽容量 m³	少数
42	44 45 46 47 48 49	50	51	52 53	54 55 56 57

方書

83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102

使用者氏名

127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158

出力	指針現在高	精算	調定水量 m³	水道料金 円	未調 区分	理由
159	160 161 162 163 164 165 166	167	168 169 170 171 172 173	174 175 176 177 178 179 180 181	182	183

汚水排出量 m³	下水道使用量 円	未調 区分	理由
184 185 186 187 188 189	190 191 192 193 194 195 196 197	198	199

世帯	少数
200 201 202	203

用途	口径	街区	下区	下料
204	205	206	207	208

異動
209

備考　この様式により難い場合は，この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式5

月　　日から電話にて届出受理者印

営業所長	料金係長	料金係	調定番号				給水の口径	給水の用途	世帯人員
			地区	街区	使用者	枝番			

給水使用途変更届

年　　月　　日

札幌市水道事業管理者 水道局長　殿

使用者　住　所

フリガナ
氏　名　　㊞

年　　月　　日下記の通り給水使用用途を変更します（しました）からお届けします。

前用途　　もの（　　）

新用途　　もの（　　）

給水装置設置場戸	
水せん番号	第　　号

様式6

月　　日から電話にて届出受理者印

営業所長	料金係長	料金係	調定番号				給水の口径	給水の用途	世帯人員
			地区	街区	使用者	枝番			

水道使用者変更届

年　　月　　日

札幌市水道事業管理者
水道局長　　殿

新使用者　住　所

（　　年　　月　　日　　から転入）

フリガナ
氏　名　　㊞

前使用者　住　所（転出先）

（転出月日　　年　　月　　日）

フリガナ
氏　名　　㊞

札幌市水道事業給水条例第20条の規定によりお届けします。

給水装置設置場所	
水せん番号	第　　号

様式 7

月　　日　　から電話にて届出受理者印

営業所長	料金係長	料　金　係					給水の口径	給水の用途	世帯人員
			地　区	街　区	使用者	枝　番			

給水装置所有（保管）者変更届

年　　月　　日

札幌市水道事業管理者
水道局長　　殿

新所有（保管）者　住　　所
フリガナ
氏　　名　　㊞

前所有（保管）者　住　　所
フリガナ
氏　　名　　㊞

給水装置設置場所							
新使用者氏名				旧使用者氏名			
新使用者用途		世　帯		人　員	人	同居世帯人員	人

給水装置所有（保管）者変更の理由		水せん番号	第　　号

様式 8

営業所長	営業係長	料金係長	営　業　係	料　金　係	調　　定　　番　　号			
					地　区	街　区	使用者	枝　番

料金特例扱い適用申請書

年　　月　　日

札幌市水道事業管理者
水道局長　　殿

申請人（管理人）　住　　所
フリガナ
氏　　名　　㊞

札幌市水道事業給水条例第25条の規定に基づき，料金の特例扱いの適用を受けたいので，申請いたします。

給水装置設置場所					
現在使用世帯数	世帯	現在使用世帯人員	人	現在使用口径	ミリメートル

給水世帯

氏　　名	印	氏　　名	印	氏　　名	印

札幌市水道事業給水条例第25条の規定に基づき，上記のとおり連署のうえ申請いたします。

様式9

分　納　願

年　月　日

札幌市水道事業管理者
水道局長　　殿

区　分	工　事　費	加　入　金　等
金　額	円	円
第1回納入額	円	円
分納対象額	円	円
分納費用		円
分納金総額	円	
第2回以降納入額	円	円
最　終　回	円	円
分納回数	回	回

申込者　住　所
氏　名　　印
生年月日　　年　　月　　日生

保証人　住　所
氏　名　　印
生年月日　　年　　月　　日生

代理人　住　所
氏　名　　印
生年月日　　年　　月　　日生

さきに申込みました下記場所の　　を分納いたしたいので承認願います。

記

給水装置設置場所　　札幌市　　区

申込者 氏　名 連絡先の電話番号	職業又は勤務先	
	所　得　額	現在の月収額　　円
保証人 氏　名 連絡先の電話番号	職業又は勤務先	
	所　得　額	現在の月収額　　円

注意　申込者が市外に居住している場合は，　　の納入通知等で必要がありますので，市内に居住している人をその代理人と定め，記名，捺印を願います。勤務先は詳細に記入して下さい。なお，虚偽の記載をしたことが判明した場合は分納の承認をいたしかねます。

様式10

No.＿＿＿＿＿＿

分　納　証　明　書

年　月　日

札幌市水道事業管理者
水道局長　　殿

印　収入印紙　印

申込者　住　所
氏　名
生年月日　　印
職　業

保証人　住　所
氏　名
生年月日　　印
職　業

1　下記　　の納入については，札幌市水道事業給水条例の規定により　　に関する一切の責任は私及び保証人において引受け，いささかも迷惑をかけません。

2　　は毎月所定の期日までに，水道局指定の金融機関に支払います。

3　期限内に支払できないときは，保証人において　　を完納いたします。

4　本証書に違反し滞納したときは，札幌市水道事業給水条例の規定により停水処分を受けても異議の申立はいたしません。

記

給水装置場所		札幌市　　区	
区分		分納工事費の額	分納加入金等の額
分納期間		自　年　月　日 至　年　月　日	自　年　月　日 至　年　月　日
分納の方法	第1回納入金	円	円
	分納費用		円
	第2回以降納入金	円	円
	最終回納入金	円	円
工事完了後分納工事費総額に過不足の生じたときは，最終回の納入金で精算することに異議ありません。			

様式11

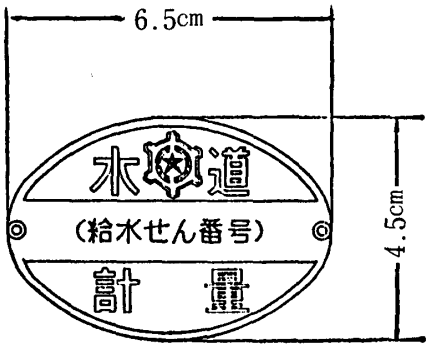

様式12

（表）

第　　号

6cm

札幌市水道料金徴収員証

所　属
職　　氏　名

（　　年　　月　　日生）

上記の者は，水道料金及び下水道使用料の徴収員であることを証明する。

年　　月　　日

札幌市水道事業管理者
水道局長　㊞

8cm

（裏）

写

真

1　本証を他人に貸与若しくは譲渡し，又は訂正してはならない。

2　本証を紛失又はき損したときは，直ちに届出なければならない。

3　資格を失ったときは，直ちに返還しなければならない。

様式13

表面

第　　号

検査員身分証明書

所　属
職　　氏　名
生年月日

上記の者は，札幌市水道事業給水条例（昭和34年条例第13号）に基づく給水装置の検査を行なう者であることを証する。

年　　月　　日交付

札幌市水道事業管理者
水道局長　㊞

裏面

（写　真　を　は　る）

水道法施行令

（昭和32年12月12日
政令第336号）

改正　昭和36年12月26日政令第427号　昭和52年7月1日政令第226号
昭和53年4月7日政令第123号

水道法施行令をここに公布する。

水道法施行令

内閣は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項ただし書及び第9項、第12条第2項（第31条において準用する場合を含む。）、第16条、第19条第3項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）、第44条、第46条並びに第48条の規定に基き、この政令を制定する。

（専用水道の適用除外の基準）

第1条　水道法（以下「法」という。）第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)　口径25ミリメートル以上の導管の全長　1,500メートル

(2)　水槽の有効容量の合計　100立方メートル

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第1条の2　法第3条第7項ただし書きに規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が20立方メートルであることとする。

（昭53政123・追加）

（水道施設の増設及び改造の工事）

第2条　法第3条第10項に規定する政令で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2)　沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（昭53政123・一部改正）

（布設工事監督者の資格）

第3条　法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2)　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2　簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第１号中「２年以上」とあるのは「１年以上」と、同項第２号中「３年以上」とあるのは「１年６箇月以上」と、同項第３号中「５年以上」とあるのは「２年６箇月以上」と、同項第４号中「７年以上」とあるのは「３年６箇月以上」と、同項第５号中「10年以上」とあるのは「５年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（昭36政427・一部改正）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第４条　法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流しその他水をいれ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

（水道技術管理者の資格）

第５条　法第19条第３項（法第31条及び第34条第１項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 第３条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 第３条第１項第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条同項第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条同項第３号に規定する学校を卒業した者については６年以上、同条同項第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 厚生省令の定めるところにより、前２号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

(5) 簡易水道又は１日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第１号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第２号中「４年以上」とあるのは「２年以上」と、「６年以上」とあるのは「３年以上」と、「８年以上」とあるのは「４年以上」と、同項第３号中「10年以上」とあるのは「５年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（国庫補助）

第6条　法第44条に規定する政令で定める費用は、別表の中欄に掲げる費用とし、同条の規定による補助は、その費用につき厚生大臣が定める基準によって算出した額（同表の中欄に掲げる施設の新設又は増設に関して寄附金その他の収入金があるときは、その額からその収入金の額を限度として厚生大臣が定める額を控除した額）に、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額について行うものとする。

2　前項の費用には、事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他別表の中欄に掲げる施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用は、含まれないものとする。

（昭52政226・全改）

（権限の委任）

第7条　給水人口が5万人以下である水道事業に関する法第6条第1項、第9条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第11条、第13条第1項、第14条第2項及び第3項、第35条、第36条第1項及び第2項、第37条、第38条並びに第42条第1項及び第3項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生大臣の権限は、都道府県知事に委任するものとする。

2　1日最大給水量が25,000立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第26条、第29条第1項（第30条第2項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第31条において準用する第11条及び第13条第1項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第37条の規定による厚生大臣の権限は、都道府県知事に委任するものとする。

3　給水人口が5万人を超える水道事業又は1日最大給水量が25,000立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更に要する工事費の総額が5,000万円以下であるものに係る法第10条第1項又は第30条第1項の規定による厚生大臣の権限は、都道府県知事に委任するものとする。

4　前3項の場合においては、法第7条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）、第14条第4項及び第27条第1項（第30条第2項において準用する場合を含む。）中「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5　給水人口の合計が5万人を超えない2以上の水道事業者間、1日最大給水量の合計が25,000立方メートルを超えない2以上の水道用水供給事業者間又は給水人口が5万人以下である水道事業者と1日最大給水量が25,000立方メートル以下である水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第41条の規定による厚生大臣の権限は、都道府県知事に委任するものとする。ただし、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に係る次条の規定による管轄都道府県知事が2以上であるときは、この限りでない。

（昭53政123・一部改正）

（管轄都道府県知事）

第8条　法第48条に規定する管轄都道府県知事は、次のとおりとする。

(1)　水道事業については、給水区域をその区域に含む都道府県（給水区域が2以上の都道府県の区域にまたがるときは、給水区域を最も広くその区域に含む都道府県）を統轄する都道府県知事

(2)　水道用水供給事業については、当該事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県（当該給水区域が2以上の都道府県の区域にまたがるときは、その給水区域を最も広くその区域に含む都道府県）を統轄する都道府県知事

(3)　専用水道については、居住に必要な水の供給が行われる地域をその区域に含む都道府県（当

該地域が２以上の都道府県の区域にまたがるときは、その地域を最も広くその区域に含む都道府県）を統轄する都道府県知事

(4) 簡易専用水道については、水の供給が行われる地域をその区域に含む都道府県（当該地域が２以上の都道府県の区域にまたかるときは、その地域を最も広くその区域に含む都道府県）を統轄する都道府県知事

（昭53政123・一部改正）

附　則　抄

（施行期日）

1　この政令は、昭和32年12月14日から施行する。

（権限の委任）

2　給水人口が２万人以下である水道事業又は１日最大給水量が6,000立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法附則第５条第３項及び第６条第１項の規定による厚生大臣の権限は、都道府県知事に委任するものとする。

（水道条例第21条ノ２の規定に依る職権委任に関する件の廃止）

3　水道条例第21条ノ２の規定による職権委任に関する件（大正10年勅令第331号）は、廃止する。

附　則（昭和36年12月26日政令第427号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年７月１日政令第226号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年４月７日政令第123号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、昭和53年６月23日から施行する。ただし、第７条の改正規定は、同年５月１日から施行する。

別表（第６条関係）（昭52政226・追加）

1	水源開発施設（水道の水源の開発の用に供するダム、堰及び水路並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。以下同じ。）であって、原水単価、資本単価又は給水能力増加率につき厚生大臣が定める基準に該当する水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用	３分の１（原水単価及び資本単価が厚生大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業にあっては２分の１）
2	都道府県知事が定め、かつ、厚生大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設（水源開発施設及び基幹的な配水施設以外の配水施設を除く。）であって、用水単価が厚生大臣が定める額を越える水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用	３分の１
3	２以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業又は当該水道事業若しくは２以上の水道事業を給水対象とする水道用水供給事業の用に供する水道施設（水道開発施設、小規模な導水施設及び送水施設並びに配水施設を除く。）であって、用水単価が厚生大臣が定める額を越える水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用	４分の１
4	簡易水道事業の用する水道施設の新設又は増設に要する費用	財政力指数が厚生大臣が定める数値を超える市町村にあっては、4分の1（単位管延長が厚生大臣が定める数値以上の水道施設にあっては10分の４、単位管延長が当該数値未満であって厚生大臣が別に定める数値以上の水道施設にあっては３分の１）、その他の市町村にあっては、３分の１（単位管延長が厚生大臣が定める数値以上の水道施設にあっては10分の４）
5	浄水施設から排出される水の処理施設の新設又は増設に要する費用	４分の１
備考　この表における「原水単価」、「資本単価」、「給水能力増加率」、「用水単価」、「財政力指数」及び「単位管延長」については、厚生大臣の定めるところによる。		